

## 1. 議事日程

(平成16年第4回安芸高田市議会12月定例会第1日目)

平成16年12月13日  
午前10時開会  
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第72号 広島県市町村職員退職手当組合を組織する  
地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について
- 日程第4 議案第73号 広島県市町村公務災害補償組合を組織する  
地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について
- 日程第5 議案第74号 広島県北情報センター組合の解散に伴う事務継承について
- 日程第6 議案第75号 広島県北情報センター組合の解散について
- 日程第7 議案第76号 安芸高田市過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第8 議案第77号 芸北広域市町村圏振興協議会規約の変更について
- 日程第9 議案第78号 安芸高田市自転車等放置防止条例
- 日程第10 議案第79号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第80号 芸北広域環境施設組合を組織する地方公共団体の  
数の減少及び芸北広域環境施設組合規約の変更について
- 日程第12 議案第81号 梶矢地区水防災対策特定河川事業(第2工区)に  
係る負担付き贈与の受納について
- 日程第13 議案第82号 安芸高田市簡易水道事業の設置等に関する  
条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第83号 平成16年度安芸高田市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第84号 平成16年度安芸高田市国民健康保険  
特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第85号 平成16年度安芸高田市老人保健  
特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第86号 平成16年度安芸高田市介護保険  
特別会計補正予算(第1号)

- 日程第 18 議案第 87号 平成 16 年度安芸高田市公共下水道事業  
特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 19 議案第 88号 平成 16 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業  
特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 20 議案第 89号 平成 16 年度安芸高田市農業集落排水事業  
特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 21 議案第 90号 平成 16 年度安芸高田市浄化槽整備事業  
特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 22 議案第 91号 平成 16 年度安芸高田市簡易水道事業  
特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 23 認定第 51号 平成 15 年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- 日程第 24 認定第 52号 平成 15 年度安芸高田市国民健康保険特別会計  
決算の認定について
- 日程第 25 認定第 53号 平成 15 年度安芸高田市老人保健特別会計  
決算の認定について
- 日程第 26 認定第 54号 平成 15 年度安芸高田市介護保険特別会計  
決算の認定について
- 日程第 27 認定第 55号 平成 15 年度安芸高田市介護サービス特別会計  
決算の認定について
- 日程第 28 認定第 56号 平成 15 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計  
決算の認定について
- 日程第 29 認定第 57号 平成 15 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業  
特別会計決算の認定について
- 日程第 30 認定第 58号 平成 15 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計  
決算の認定について
- 日程第 31 認定第 59号 平成 15 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計  
決算の認定について
- 日程第 32 認定第 60号 平成 15 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計  
決算の認定について
- 日程第 33 認定第 61号 平成 15 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計  
決算の認定について
- 日程第 34 認定第 62号 平成 15 年度安芸高田市八千代根野地区土地改良事業  
特別会計決算の認定について

日程第 3 5 発議第 1 5 号 平成 1 7 年度地方交付税所要総額確保に関する

意見書について

2 . 出席議員は次のとおりである。( 2 2 名)

1 番	明 木 一 悦	2 番	秋 田 雅 朝
3 番	田 中 常 洋	4 番	加 藤 英 伸
5 番	小 野 剛 世	6 番	川 角 一 郎
7 番	塚 本 近	8 番	赤 川 三 郎
9 番	松 村 ヲ キ ミ	1 0 番	熊 高 昌 三
1 1 番	青 原 敏 治	1 2 番	金 行 哲 昭
1 3 番	杉 原 洋	1 4 番	入 本 和 男
1 5 番	山 本 三 郎	1 6 番	今 村 義 照
1 7 番	玉 川 祐 光	1 8 番	岡 田 正 信
1 9 番	渡 辺 義 則	2 0 番	亀 岡 等
2 1 番	藤 井 昌 之	2 2 番	松 浦 利 貞

3 . 欠席議員は次のとおりである。( なし)

4 . 会議録署名議員

9 番	松 村 ヲ キ ミ	1 0 番	熊 高 昌 三
-----	-----------	-------	---------

5 . 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名 ( 2 1 名 )

市 長	児 玉 更 太 郎	助 役	増 元 正 信
収 入 役	藤 川 幸 典	参 事	小 野 豊
総 務 部 長	新 川 文 雄	自 治 振 興 部 長	田 丸 孝 二
市 民 部 長	廣 政 克 行	福 祉 保 健 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	福 田 美 恵 子
産 業 振 興 部 長	清 水 盤	建 設 部 長 兼 公 営 企 業 部 長	金 岡 英 雄
教 育 長	佐 藤 勝	教 育 次 長	杉 山 俊 之
消 防 長	村 上 紘	八 千 代 支 所 長	平 下 和 夫
美 土 里 支 所 長	立 川 堯 彦	高 宮 支 所 長	猪 掛 智 則
甲 田 支 所 長	武 添 吉 丸	向 原 支 所 長	益 田 博 志
総 務 課 長	高 杉 和 義	財 政 課 長	垣 野 内 壮
監 査 委 員	上 国 英 登		

6 . 職務のため議場に参加した事務局の職氏名 ( 5 名 )

事 務 局 長	増 本 義 宣	事 務 局 次 長	光 下 正 則
議 事 調 査 係 長	児 玉 竹 丸	書 記	国 岡 浩 祐
書 記	倉 田 英 治		

~~~~~

午前10時00分 開会

松浦議長 おはようございます。  
ただ今の出席議員は22名であります。  
定足数に達しておりますので、これより平成16年第4回安芸高田市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。

増本事務局長 議長。  
諸般の報告をいたします。  
第1点、市長並びに教育委員長より、本定例会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧表が提出されております。  
写しをお手元に配付いたしておりますのでご了承ください。  
以上で諸般の報告を終わります。

松浦議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、9番松村ユキミさん及び10番熊高昌三君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

松浦議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開きご協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長青原敏治君の報告を求めます。

青原委員長 議会運営委員会の報告を申し上げます。平成16年第4回定例会の運営につきまして、去る12月6日及び10日に議会運営委員会を開催いたし、次のことが決定されましたので報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元に配布いたしております会期日程のとおり本日から12月27日までの15日間といたします。議事の都合により、12月14日から19日及び23日は休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、継続審査中の認定47件を含め、認定59件、議案23件、発議1件で、計73件でございます。

新たに上程される認定12件につきましては、一括提案の後、監査報告を受け、決算審査特別委員会へ追加して付託し、本定例会中に委員長から本会議へ報告され、一括審議いたします。

一般質問の取り扱いについては、会議規則に諮り、時間制限を設けず質問回数を3回までとし、質問順序は通告書の届出順といたします。

さらに、放課後児童保育に関する請願が提出されましたので、取り扱い

について慎重に審議をした結果、本請願は、所管である文教厚生常任委員会へ付託して審査に付することといたします。

なお、請願の写しをお手元に配布しております。

以上、報告を終わります。

松 浦 議 長 お諮りいたします。

ただいまの委員長の報告のとおり、会期は15日間とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決しました。

~~~~~

### 日程第3 議案第72号 広島県市町村職員退職手当組合を組織する

地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について

松 浦 議 長 日程第3、議案第72号、広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児 玉 市 長 議長。

松 浦 議 長 市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 開会にあたりまして一言ご挨拶を兼ねて、提案説明をさせていただきます。

本日、安芸高田市議会第4回定例会を、第5回臨時会に引き続きまして召集いたしましたところ、議員の皆さんには大変お忙しい中をご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会へご提案申し上げます案件は、議案が20件及び認定12件でございます。議案といたしましては、自転車等放置防止条例の制定、市条例及び簡易水道設置条例等の一部改正、過疎地域自立促進計画の制定、本市が加入しております各協議会、組合等の規約改正、県北情報センター組合の解散及び事務の継承について、並びに一般会計及び8特別会計の補正予算でございます。

次に、認定といたしましては平成15年度安芸高田市一般会計及び特別会計11件の決算の認定をお願いする予定でございます。

なにとぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、議案第72号、議案名広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について、提案説明を申し上げます。

本案は、平成17年2月7日から広域合併後の東広島市が広島県市町村職員退職手当組合へ加入いたしますことから、同組合の規約を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしく審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申

上げます。

松浦議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

松浦議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 それでは、議案第72号におきます要点のご説明を申し上げます。

広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更でございます。地方自治法第290条の規定によりまして、平成17年2月7日から東広島市が広島県市町村職員退職手当組合へ加入すること及び次のとおり、広島県市町村職員退職手当組合の規約を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

広島県市町村職員退職手当組合の規約の一部改正の内容でございますが、別表第1を改正するということになります。お手元の方に配布をさせていただいております平成16年第4回の定例会、議案説明資料によりまして、議案第72号によります規約の変更案、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。そちらの方に掲げております、まず1ページと該当することにつきましては、2ページの方に退職手当組合の方に変更になるかと思っております。今、県内の合併によりまして、変更案、現行の加入しておる町、また郡の組織しておる町、一部事務組合、市、それぞれこうした変更案のとおり定めるものでございます。市におきましては、現行3市ありますものが5市という変更になるものでございます。

以下、この別表の新旧対照表に定めるとおりでありますので、どうかよろしく願いいたします。以上で要点の説明を終わります。

松浦議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。

これより議案第72号、広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についての件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第73号 広島県市町村公務災害補償組合を組織する

地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について

松浦議長 日程第4、議案第73号、広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第73号、広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成17年2月7日から広域合併後の東広島市が広島県市町村公務災害補償組合へ加入しますことから、同組合の規約を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしく審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

松浦議長 この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

松浦議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 それでは議案第73号、広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について、要点のご説明を申し上げます。地方自治法第290条の規定によりまして、平成17年2月7日から東広島市が広島県市町村公務災害補償組合に加入すること及び次のとおり、広島県市町村公務災害補償組合の規約を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更内容については、別表に掲げるとおりでございます。本県内の合併によりまして、加入団体等の枠組みの変更等になるかと思っております。

議案の説明資料の議案第73号の3ページからご覧いただきたいと思っております。変更案と現行と掲げておりますが、現行におきます変更案を、今回の合併によりまして県内のくくりの関係を訂正をさせていただくものでございます。廿日市市から庄原市まで4の市がありました現行を、別表のとおり廿日市市から東広島市までの6つの市に変更するものでございます。

次に、現行であります佐伯郡から比婆郡までの12の郡を総括してあります組織といたしましたものを、変更案といたしましては安芸郡から比婆郡までを11の枠に変更いたすものでございます。

続きまして、現行の世羅中央病院から31の組合の変更を、変更案といたしましては世羅中央病院21の組合に組織替えをし、新たに変更案として提案をさせていただくものでございます。



以上で要点のご説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

松浦議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。これより議案第73号、広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第5 議案第74号 広島県北情報センター組合の解散に伴う

事務継承について

松浦議長 日程第5、議案第74号、広島県北情報センター組合の解散に伴う事務継承についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第74号、議案名が広島県北情報センター組合の解散に伴う事務継承について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、広島県北情報センター組合の解散に先立ち、組合事務の継承、また決算審査及び認定について、関係市町村が議会議決を経て行う協議をもって定める旨の規定を設ける規約を変更し、広島県知事の許可を受けましたので、この規定に基づき、同組合の所在地であり管理者でもあります三次市を事務を継承する団体と定め、平成17年3月30日をもって打ち切られる決算の審査及び認定を三次市が行うこととすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしく審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

田丸自治振興部長 議長。

松浦議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長　それでは議案第74号、広島県北情報センター組合の解散に伴う事務継承について、要点の説明を申し上げます。組合の解散にともないまして残りまして一部事務がございますが、それを裏面添付の協議書をもちまして関係市町村と協議に入ることにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

裏面の協議書案をご覧をいただきたいと思っております。事務の継承につきましては4点について定めております。まず、継承する団体でございますが、これは三次市とする。それから決算につきましては、その審査及び認定団体は三次市とする。それから事務の継承の対象でございますが、歳計現金並びに予算に属する未収金及び未払金、物品、会計に属する財産、公用文書類、それから4番目に打ち切り決算後において不足金若しくは剰余金が生じた場合は、広島県北情報センター組合経費の負担割合等に関する条例を適用し、これを負担若しくは分配をすることでございます。以上でございます。

松浦議長　これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

明木議員　議長。

松浦議長　1番、明木一悦君。

明木議員　はい。この情報センター組合における財産分与の件につきまして、1つ質問があります。前回、情報センターの方で取り上げられました財産の認定、査定につきましてですね、情報議会の方で問題定義がされてたと思うんですけど、それは査定の内容がですね、1社による査定であり、もう1社入れてやったらどうかという問題があったと思われませんが、その辺については、もう議論をされて、三次とは話し合いが、折り合いがついたものなんでしょうか。

松浦議長　答弁を許します。自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長　暫時休憩を求めます。

松浦議長　それでは、暫時休憩といたします。

~~~~~

午前10時20分　休憩

午前10時21分　再開

~~~~~

松浦議長　休憩前に続き、再開いたします。

答弁を許します。自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長　ただ今のご質問について、答弁を申し上げたいと思っております。実は私ども組合議会の中でこういった議論をなされていたというのは承知をしておりますので、早速に調べましてご報告を申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

松浦議長　他に質疑はありませんか。

熊高議員　議長。

松浦議長　10番、熊高昌三君。

熊高議員 今の明木議員の質問と関連をすと思ひますけども、組合議会の協議がなされておつてもそんなによ分らんというの解せない話であります、それはともかく、協議書の案の4番あたり、不足金若しくは剰余金が生じるというようなことが書いてありますが、大体的見通しは今の状況でも立っておつと思ひますが、先ほどの答弁のことも含めて、その辺についてこれまでの協議の状況というのを少しお聞かせ願ひたいと思ひます。

松浦議長 暫時休憩といたします。

~~~~~

午前10時22分 休憩

午前10時24分 再開

~~~~~

松浦議長 再開いたします。

答弁を許します。自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 まず、財産の関係でございますけども、これにつきましては昨年度の末に、いわゆる全員協議会等でご報告申し上げ、そしてそのことが議決をされております。これにつきましては土地と、それから現金がございますけども、それにつきましては新年度の6月の予算で安芸高田市には697万4千938円繰り入れるということで、財産についての処分については決定をされております。

それから職員につきましては2名、安芸高田市に引き取るということがほぼ内定をしておつてございます。なお、残ります経常的な経費につきましては今からの執行等がございますので、若干異動はあるというふうに思ひますけれども、もし必要であれば経常的な経費について、今日の状況を取り寄せて、後ほどご報告させていただきたいというふうに思ひます。

以上でございます。

松浦議長 他に質疑はありますか。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 大体今の答弁で分かりましたけども、見通しとして取り寄せたら分かるという状況でありましたら、是非取り寄せていただくように手配をお願いしたいと思ひます。

松浦議長 他に質疑はありますか。

〔質疑なし〕

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。これより議案第74号、広島県北情報センター組合の解散に伴う事務継承についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第75号 広島県北情報センター組合の解散について

松浦議長 日程第6、議案第75号、広島県北情報センター組合の解散についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第75号、広島県北情報センター組合の解散について、提案理由の説明を申し上げます。

広島県北情報センター組合は、平成4年4月1日に関係地方公共団体16団体で設立し、行政情報の共同処理を開始しました。その後、2団体が加入し18団体で行政情報処理の一体的な推進を行って参りましたが、市町村合併が推進され、組合を構成する18団体が今年度末には4団体になります。つきましては、行政情報の処理はそれぞれの団体で行うこととなりますので、同組合を平成17年3月30日をもって解散することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしく審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

田丸自治振興部長 議長。

松浦議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 それでは、議案第75号、広島県北情報センター組合の解散について、ご説明申し上げます。

先ほど市長が提案理由の説明の中で申し上げましたが、平成17年3月30日をもって解散をするということでございます。以上でございます。

松浦議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。これより議案第75号、広島県北情報センター組合

の解散についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第76号 安芸高田市過疎地域自立促進計画の策定について  
松浦議長 日程第7、議案第76号、安芸高田市過疎地域自立促進計画の策定につ  
いての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第76号、安芸高田市過疎地域自立促進計画の策定について。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、安芸高田市過疎地域自立促進計画について、平成17年度から平成21年度までの期間を後期計画として計画を策定するものでございます。

以上、よろしく審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

田丸自治振興部長 議長。

松浦議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 それでは、議案第76号、安芸高田市過疎地域自立促進計画の策定につ  
いて、要点の説明をさせていただきたいと思えます。

過疎地域自立促進計画につきましては、県との協議の後に市議会の議決をいただく必要がございます。この計画でございますが、平成12年度から平成21年度の間が、いわゆるこの過疎地域自立促進法に基づく計画を策定する期間でございます。平成12年度から平成16年度までは前期計画として今年度3月に議決をいただいて、そして今年度で終了するわけでございます。

後期につきましては平成17年度から平成21年度までの5カ年の計画ということで、本件はこの後期の5年間について計画をするものであります。

計画の基本的な考え方でございますけども、安芸高田市は3月1日に合併をし、合併に基づくいわゆる新市建設計画を策定をしておるところでございます。したがって、この新市建設計画の基本的な考え方を踏襲をし、3月1日にも策定をいたしましたし、今回の後期計画においてもそのようにしておるところでございます。

表紙をはぐっていただきまして、基本的な事項でございますけども、市の概要以下、計画の期間までございますが、ここの基本的な考え方、資料

等につきましては3月1日に議決をいただきました前期の計画の考え方を基本的に踏襲をさせていただいておるところでございます。

次に確論でございます、2の産業振興からその他地域の自立促進に関し必要な事項まででございますが、前半のそれぞれの項目にあります現況と問題点につきましては、3月1日の基本的な考え方を踏襲をさせていただきました。また、その対策につきましても同様でございます。

ただ、計画でございますが、3月1日につきましては平成16年度に事業を具体的に実施をしているというところまでの計画を上げておりましたけども、今回の計画は平成17年度から平成21年度ということでございますんで、この5年間に予定をされている若しくは想定をされる事業につきまして、建設計画から導いて記載をしたものでございます。

詳細につきましては、議案をお配りしておりましたので見ていただくというふうに思います。

松浦議長 以上で要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

金行議員 議長。

松浦議長 12番、金行哲昭君。

金行議員 はい。12番、金行です。今、部長の方からお聞きしまして、この前も全員協でちょっとおさわりをお受けしたんですけど、この自立促進計画はですね、前期と後期がありまして、この後期じゃということで理解をしとるんですけど、前期でやり残しも後期で継承するということだろうと思うんですが、これはこの前もちょっと出たんですけど、各支所等々の意見はどのように取り入れられとるのか、その辺をもう少し詳しくお聞きしたいんですが。その1点をお願いします。

松浦議長 答弁を許します。自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 この計画の策定にあたりましては、まず先ほど申し上げましたように前期の基本的な考え方を踏襲するということがございましたので、したがって、それに基づきまして私どもの方で原案を策定をし、そして各部並びに各支所の方にお渡しをして、それぞれご意見を求め、訂正箇所が必要なところはするように措置をさせていただいたものでございます。以上でございます。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。これより議案第76号、安芸高田市過疎地域自立促進計画の策定についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第77号 芸北広域市町村圏振興協議会規約の変更について

松浦議長 日程第8、議案第77号、芸北広域市町村圏振興協議会規約の変更についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第77号、議案名が、芸北広域市町村圏振興協議会規約の変更についてでございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成17年2月1日をもって山県郡芸北町、大朝町、千代田町及び豊平町が合併し、北広島町として同協議会へ参加することに伴いまして、規約の変更が必要となることから、議会へ提案し、議決を求めるものでございます。

よろしく願いをいたします。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

田丸自治振興部長 議長。

松浦議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 それでは、議案第77号、芸北広域市町村圏振興協議会規約の変更について、要点のご説明を申し上げます。

芸北町、大朝町、千代田町及び豊平町が2月1日に合併をいたしまして、北広島町に変わります。このことに伴いまして、構成の町村の変更をする、並びに第6条におきまして委員の数を16名でありましたが、12名以内に改めるというものでございます。

なお、新旧の対照表につきましては、議案説明資料にございますのでご覧をいただきたいというふうに思います。

以上で説明を終了いたします。

松浦議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

松浦議長 討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。これより議案第77号、芸北広域市町村圏振興協議

会規約の変更についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第78号 安芸高田市自転車等放置防止条例

松浦議長 日程第9、議案第78号、安芸高田市自転車等放置防止条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第78号、議案名、安芸高田市自転車等放置防止条例。

本案は、公共の場所での自転車等の放置を防止するため、公共の場所に設置しております駐輪場等に長期間放置され、他の利用者の利用の妨げになる自転車等を撤去、保管、処分することができるよう、条例を制定するものでございます。

よろしく審議の上、議決をいただきますようお願いを申し上げます。

松浦議長 この際、担当部長から要点の説明を求めます。

田丸自治振興部長 議長。

松浦議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 それでは、議案第78号、安芸高田市自転車等放置防止条例について、ご説明申し上げます。まず、第1条で目的をしておりますが、これは放置を防止するというのと、それから後段には書いてありませんが、後段にはそれを処分するということの条例でございまして、

まず定義であります、公共の場所とございますけれども、そこに書いてありますように、道路、公園等、市が管理しているものでございまして、自転車等につきましては原動機付き自転車も入るということでございまして、

次に第3条が市の責任、それから第5条におきましては小売業者の責務、第6条におきましては鉄道事業者等の責務、それから第7条におきまして、施設の設置者の責務というかたちでそれぞれの関わりを持つ機関、団体等の責務を上げさせていただいております。

それから放置禁止区域の指定ということで、これにつきましてはこの条例を適応さそうということをしていたしますと、その指定をする必要があるわけでございます。

それから3ページ第9条におきまして、自転車等の放置の禁止をうたいまして、さらに放置に対する処置を第10条で規定をしますとここでございまして、その処置に伴いまして、自転車の撤去をする際にどのような手続きが要るかということで、第12条に規定をしておるところでございまして、



さらに保管した自転車に係る処置が14条、そしてそれに伴いまして費用の徴収が発生をしますけども、それに対します規定が第15条で規定をしたものでございます。以上で要点の説明を終了いたします。

松浦議長 これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

山本議員 議長。

松浦議長 15番、山本三郎君。

山本議員 この放置禁止区域の指定及び変更という、第9条です。第9条のところで「自転車等の利用者等は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。ただし、市長が特に必要と認める時にはその限りでない」というところがありますが、市長が特に必要と認めるというところは、どういう場所を指しておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

松浦議長 ただ今の質問について答弁を許します。自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 この条例のですね、適応します放置禁止区域につきましては、当面向原駅、吉田口駅、それから甲立駅の3駅の駐輪場を対象としております。しかし、状況によりましては他の公共施設等で放置自転車が発生をし、それを処分する必要があるという可能性がございますので、そのために「市長が特に必要と認めるときは」というかたちで例外の規定を設けているということでございます。

例えば、この庁舎等でございますけども、実は放置に近い自転車がございいます。そういった時にはこのただし書きを適応するというふうに考えていただければ結構だろうというふうに思います。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

他に質疑ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。これより議案第78号、安芸高田市自転車等放置防止条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第79号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例

松浦議長 日程第10、議案第79号、安芸高田市税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第79号、議案名、安芸高田市税条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明を申し上げます。

本案は、所得税法等の一部を改正する条例が平成16年3月31日に公布され、平成16年4月1日から施行されたことに伴い、安芸高田市税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、税条例を改正するものでございます。以上、よろしくお願い申し上げます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

廣政市民部長 議長。

松浦議長 市民部長、廣政克行君。

廣政市民部長 議案第79号の要点のご説明を申し上げます。平成13年12月28日付けで閣議決定されました高齢社会対策大綱を受けまして、平成16年度の税改正によりまして、高齢者に対する税制度の見直しが行われたものでございます。市税条例の個人の市民税の非課税の範囲をうたっております第24条第1項の第2号の改正につきましては、市民税の所得割の非課税対象者につきまして、所得が125万円以下の者には所得割を課さない規定であります。その中で老年者との表記を年齢65歳以上と具体的に表記に変更したものでございます。

したがって、制度上の変更を伴うものではございません。適応につきましては平成17年度分から対象となります。

同じく第34条の改正につきましては、市民税の所得控除につきまして規定したものでございますが、老年者控除を廃止するものであります。

ちなみに市県民税に対しましては48万円の控除があったものでございます。適応につきましては平成18年度分から対象となるものでございます。以上、要点の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

松浦議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。これより議案第79号、安芸高田市税条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 1 1 議案第 8 0 号 芸北広域環境施設組合を組織する地方公共団体の

数の減少及び芸北広域環境施設組合規約の変更について

松 浦 議 長 日程第 1 1、議案第 8 0 号、芸北広域環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び芸北広域環境施設組合規約の変更についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児 玉 市 長 議長。

松 浦 議 長 市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 議案第 8 0 号、芸北広域環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び芸北広域環境施設組合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在芸北広域環境施設組合を構成しております地方公共団体が、広域合併に伴いまして平成 1 7 年 2 月 1 日をもって減少いたしますことから、芸北広域環境施設組合規約を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。以上、よろしく願いいたします。

松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

廣政市民部長 議長。

松 浦 議 長 市民部長、廣政克行君。

廣政市民部長 議案第 8 0 号の要点のご説明を申し上げます。お手元に配布してあります議案説明資料の 6 ページから 7 ページの関係になります。6 ページから 7 ページの変更の部分でございますが、先ほど市長が説明しましたように平成 1 7 年の 2 月 1 日付け、山県郡の大朝町、千代田町、豊平町及び芸北町が合併いたしまして、北広島町が施行される予定でございます。それに伴いまして、構成する地方公共団体が安芸高田市及び北広島町の 1 市 1 町となりますので、第 2 条、第 4 条関係は文言の整理、第 5 条関係におきましてはその構成組織の減によりまして、議員定数の変更、全体で 1 8 名から 8 人になるもので、定めるものでございます。

同ページの第 9 条の関係につきまして、同様でございますが、副管理者を 3 人から 1 人に改めるものでございます。

4 ページの附則につきましては、この規約は平成 1 7 年の 2 月 1 日から施行するものでございます。

なお、別表におきましては非対称区域を定めておりますが、これは旧芸北町区域を除くものとなっております。以上、要点の説明を終わります。

松 浦 議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。  
討論はありませんか。  
〔討論なし〕

松浦議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
お諮りいたします。これより議案第80号、芸北広域環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び芸北広域環境施設組合理約の変更についての件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕  
起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第12 議案第81号 梶矢地区水防災対策特定河川事業（第2工区）

に係る負担付き贈与の受納について

松浦議長 日程第12、議案第81号、梶矢地区水防災対策特定河川事業（第2工区）に係る負担付き贈与の受納についての件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第81号、議案名が、梶矢地区水防災対策特定河川事業（第2工区）に係る負担付き贈与の受納についてでございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、梶矢地区水防災対策特定河川事業（第2工区）に伴い、形状が不整形になった土地の区画整理を実施し、再配置を円滑に行うため、企業地に係ります土地を負担付き贈与により、一たん他の私有地と併せて市名義とし、事業完了後に持ち込み面積に応じた再配置を行うために、負担金付き贈与の受納を行うものでございます。以上、よろしくお願いを申し上げます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

松浦議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 議案第81号の梶矢地区水防災対策特定河川事業（第2工区）に係る負担付き贈与の受納について、内容のご説明を申し上げます。ただ今市長の方から説明がございましたように、この梶矢地区水防災対策特定河川事業につきましては国交省が行う直轄事業でございます。これにつきましては、贈与付きにより事前に土地を贈与を受け、その後無償で譲渡することによって、地方自治法第96条第1項第9号の規定により負担付き贈与

の受納について、議会の議決を求めるものでございます。

目的といたしましては、梶矢地区水防災対策特定河川事業（第2工区）の形状が不整形になる土地について、区画整理を実施し再配置を行う。また贈与を受ける物件及び贈与者につきましては、2ページ目をお願いいたします。2ページ目に3名の関係者がおられます。竹田基さん、これが3筆で700.26平米でございます。また2の竹田幸男さんが521.86平米、3の辻駒啓三さんが、3筆で4,368.46、併せまして5,590.58平米でございます。贈与の条件といたしましては区画整理後に無償で譲渡するというものでございます。

最後のページに位置図を付けておりますのでご参照いただきたいと思います。以上でございます。

松浦議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

亀岡議員 議長。

松浦議長 20番、亀岡等君。

亀岡議員 負担付き贈与というところの内容がですね、どういうふうなことになっているのか、その点についてもう少し説明をいただきたいと思います。

松浦議長 ただ今の質問に答弁を許します。建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 はい。ただ今のご質問にお答えをいたします。これは土地が非常に不整形、またいろんなかたちになっておりますので、これにつきまして一たん再配置を円滑に行う手法といたしまして、一たん土地を負担付き、これは後ほど贈与するということを申し合わせて、市の名義として工事完了後に再配分を行うということでございます。これは既に1工区でもやっております、これが2工区目となるものでございます。

また、隣接する工事費用等につきましては、建設省等でこれは実施できませんので市の方で実施をして、これを再配分とするということでございます。以上でございます。

亀岡議員 議長。

松浦議長 20番、亀岡等君。

亀岡議員 特別に負担ということがですね、事業費に関係するとか、そういったことであるということじゃないんですね。個人において。

松浦議長 答弁を許します。建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 はい。個人の負担というものにつきましては、先般の議会の方で負担の率については決めさせていただきましたが、この土地につきましては、地権者はこの事業に対して協力し、土地の負担付き贈与を行っていること、並びに土地の再配置に私有地等についても一定の利益を受けるということから、受益者が明確な利益を受けることは客観的に判断できないということで、分担金は課しておりません。ということで、そこのおられる土地については区画整理をした後にそれぞれの持ち分に応じて再配分をさせていただくということでございます。

松浦議長 他に質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。これより議案第81号、梶矢地区水防災対策特定河川事業(第2工区)に係る負担付き贈与の受納についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程13 議案第82号 安芸高田市簡易水道事業の設置等に関する

#### 条例の一部を改正する条例

松浦議長 日程13、議案第82号、安芸高田市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第82号、安芸高田市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、八千代町敷地内にございます別所地区簡易給水施設及び本郷地区営農飲雑用水施設を八千代町簡易水道に統合して管理していくため、簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正するものでございます。以上、よろしくお願いを申し上げます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

松浦議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 それでは、議案第82号、安芸高田市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、要点のご説明を申し上げます。今朝ほど資料といたしまして、位置図をお配りをさせていただいておりますので、それをご参照しながらご説明を申し上げます。

八千代町、これは図面の方で赤い色で印をしておりますところは今回一部改正をお願いする地区でございます。右端は千代田町側でございますが別所地区でございます。また左端が広島側によりました本郷地区で、中の黒い線が既存の八千代町の簡易水道区域でございます。八千代町大字土師別所地区にあります別所地区の簡易水道施設及び本郷地区にあります

本郷地区営農飲雑用水につきましては、地区ごとそれぞれの管理をしておりましたが、今回八千代町簡易水道事業の区域に統合いたしまして、八千代町簡易水道事業として一体の管理をさせていただきたいとするものでございます。

議案の下ほどに表中で字名を書いておりますが、これは今回の統合によりまして給水人口あるいは1日給水量もこの表に書いてございますが、目標年次を平成25年度におきまして、1ページの表に書いてございますように、計画給水人口を4,500人から次のページの3ページ目に変更をかいしておりますが4,400人へ。また1,575トンの1日最大給水量を、同じく3ページに表記しております2,132立米に変更するものでございます。

次に給水区域の変更でございますが、これも同じように表で前後しておりますのは大変見にくいかと思いますが、別所地区簡易水道施設の給水区域でございます字本込、3ページの上から4段目、本込を入れております。また、別所地区簡易水道給水地域でございます字本込を議案3ページにありますように、鳥越の次に加えております。また本郷地区の営農飲雑用水の給水区域でございます、字上恩地、下恩地、日南、大原を、5ページにありますように向山、長賀の次に加えていただいております。ちょっと表の方に印を付けておりませんので、見にくいかもしれませんが、その地域がそれぞれ追加をされるということでございます。以上でございます。

松浦議長 これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 はい。この簡易水道の関係で八千代全体がこれで上水の普及率と言いますかね、それは総合的にどんなふうの結果的になるのか、確認をしておきたいと思っております。

松浦議長 答弁を求めます。建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 はい。八千代の簡易水道につきましては、これにより区域としましては全てをカバーするということになります。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 数字で言えば100%ですか。

松浦議長 答弁を許します。建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 区域の方では全区域をこれで網羅をするということでございます。全体の普及率につきましては、ちょっとお時間をいただければ。現在数値を持っておりません。申し訳ございません。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。これより議案第82号、安芸高田市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

松浦議長 お諮りいたします。  
この際、11時20分まで休憩をいたします。

~~~~~

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~

松浦議長 それでは、休憩前に続き、再開いたします。  
ただ今10番の熊高議員の質問の後ほど回答ということで保留しておりますが、建設部長金岡英雄君の答弁を求めます。

金岡建設部長 失礼いたしました。八千代町の簡易水道の普及率は87%でございます。

~~~~~

#### 日程第14 議案第83号 平成16年度安芸高田市一般会計補正予算

(第4号)

松浦議長 日程第14、議案第83号、平成16年度安芸高田市一般会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第83号、平成16年度安芸高田市一般会計補正予算(第4号)、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億4千571万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ268億1千152万5千円とするものであります。

歳入につきましては、市税3千500万円、地方交付税3億6千120万4千円、分担金及び負担金1千338万2千円、国庫支出金1億638万7千円、県支出金7千371万6千円、繰入金が1千907万2千円、諸収入が2千139万8千円、市債1億1千720万円をそれぞれ追加し、



使用料及び手数料164万3千円を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費4億846万3千円、民生費1億3千634万7千円、衛生費2千900万8千円、商工費671万1千円、土木費5千914万3千円、教育費3千529万4千円、災害復旧費8千203万7千円をそれぞれ追加し、議会費19万3千円、農林水産業費907万円、消防費202万4千円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、地方自治法第214条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業といたしまして、7事業、総額で1億4千826万7千円を繰越明許費とするものでございます。また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を74億1千370万円と定めるものでございます。債務負担行為の補正につきましては、第3次電算システムソフト開発費用といたしまして3千300万円を追加するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

松浦議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 それでは、議案第83号、平成16年度安芸高田市一般会計補正予算(第4号)の要点のご説明を申し上げます。

歳入におきまして、まず12ページをお開き願いたいと思います。1款の市税1項の市民税、法人税を2千万円増額するものでございます。続きまして、4項の市町村たばこ税は1千500万円増額するものでございます。

10款地方交付税は、普通交付税を3億6千120万4千円を増額するもので、当初予算見込み額を77億2千500万円見込んでおりましたが、合併特例による加算額が当初見込額より上回りまして、平成16年度の普通交付税の交付確定額が80億8千620万4千円となるものでございます。

続きまして、12款の分担金及び負担金、1項の分担金278万3千円の増額は、10月12日の発生の台風23号の影響によります農業用施設、農地災害発生に伴います受益者分担金の増でございます。2項の負担金、2目の民生費負担金1千59万9千円の増額は、老人保護措置入所者の減少による老人保護措置費負担金442万8千円の減、保育所入所児の増に伴います保育所保護者負担金1千502万7千円の増額でございます。

続きまして、13款の使用料及び手数料でございます。1項の使用料、7目の土木使用料164万3千円の減額は、市営住宅使用料を減額するものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。14款の国庫支出金、1項の国庫負担金、1目の民生費国庫負担金6千681万1千円の増額は、保育所入所児の増加に伴います児童保護措置費負担金、児童手当受給者の

増によります各種給付費負担金、また生活保護費負担金の増額が主なものでございます。続きまして、3目の災害復旧費国庫負担金2千270万9千円の増額は、10月12日発生 of 台風23号の被害による土木災害復旧事業費負担金を計上するものでございます。2項の国庫補助金、2目の民生費国庫補助金50万円の増額は、進行性筋萎縮症者措置費補助金の増額でございます。5目の土木費国庫補助金1千761万1千円の増額は、道路整備補助金1千650万円の減額と、公営住宅整備事業費補助金3千26万2千円の増額が主なものでございます。続きまして、7目の教育費国庫補助金でございます。112万1千円の増額は、小中学校理科教育備品整備に伴います補助金の増額でございます。

続きまして15ページの3項の委託金、2目の民生費委託金236万5千円の減額は、国民年金事務費委託金の減でございます。

15款の県支出金、1項の県負担金、2目の民生費県負担金1千773万1千円の増額は、保育所入所児の増加に伴います児童保護措置費負担金、また児童手当受給者の増による各種給付費負担金の増が主なものでございます。

16ページをお願いいたします。2項の県補助金、2目の民生費県補助金842万円の増額は、介護予防・生活支援対策事業費補助金、老人医療公費負担事業費補助金の増額が主なものでございます。5目の農林水産業費県補助金でございます。1千338万4千円の増額は、畜産振興事業費等農林関係の補助金を増額するものでございます。6目の土木費県補助金547万円の増額は、道路改良事業費補助金の増額でございます。9目の災害復旧費県補助金2千888万8千円の増額は、10月12日発生 of 台風23号の被害によります農林施設災害復旧費補助金を計上するものでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。3項の委託金、3目の衛生費委託金でございます。17万7千円の減額でございますが、騒音規制事務委託金の確定によるものでございます。

18款の繰入金、1項の特別会計繰入金27万2千円の増額は、農業集落排水事業特別会計の前年度事業の精算金を一般会計に繰り入れるものでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。3項の基金繰入金でございます。1千880万円の増額は、吉田サッカー公園、また、たかみや湯の森の施設改修に伴う財源といたしまして、それぞれの管理いたしております基金の方から繰り入れて事業実施するものでございます。

20款の諸収入、2項の市預金利子3万1千円の増額は、歳計現金の預金利子で増額するものでございます。続きまして5項の雑入で2千136万7千円の増額は、総務課関係の雑入、非常勤、臨時職員等の社会保険料徴収金が主なものでございます。

19ページの、21款の市債の総額は1億1千720万円の増額で、第2庁舎・総合文化福祉保健施設整備事業、また公営住宅整備事業に充当い

たします起債の増額が主なものでございます。

続きまして歳出でございますが、20ページをお開きいただきたいと思います。歳出の部で1款の議会費19万3千円の減額は、事務費の調整が主なもので、委託料119万8千円の減額は、議事録作成委託費によります減によるものが主なものでございます。

2款の総務費、1項の総務管理費、1目の一般管理費の875万8千円の増額は、4節の共済費1千50万円は、非常勤職員、また臨時職員の社会保険料の増額によりまして、また12節の役務費340万円は電話代の増額でございます。2目の文書広報費でございます。79万8千円の増額につきましては、市広報紙の充実化を図るためにページ数を増やすことから、需用費の印刷製本費の増額でございます。3目の財政管理費50万円の増額は、県からの権限委譲等を踏まえ、土木事業を担当する職員の技術研修事業を委託経費で計上するものでございます。

21ページをお願いいたします。4目の会計管理費132万5千円の増額は、口座引き落とし件数の増加によります、金融機関への手数料を増額するものでございます。続きまして5目の財産管理費1千135万6千円の増額で、主なものにつきましては11節需用費、美土里支所、高宮支所の修繕費でございます。13の委託料は、庁舎のシルバー清掃委託費、また15節の工事請負費は元生桑小学校体育館解体工事費、18節の備品購入費は、公用車の購入、また19節の負担金補助及び交付金106万円は、地域集会所改築事業補助金を増額するものでございます。6目の基金管理費でございます。2億6千233万6千円の増額は、第2庁舎・総合文化福祉保健施設整備事業の財源といたしまして、市民センター建設基金に基金として2億6千233万6千円積み立てするものでございます。次に7目の企画費でございます。1億1千10万2千円の増額は、第2庁舎・総合文化福祉保健施設設計委託費、また生活交通路線維持負担金を増額するものでございます。10目の諸費80万円の増額は、防犯灯維持管理費を増額するものでございます。

次の22ページをお願いいたします。11目の行政情報処理費289万5千円の増額は、電算処理維持管理諸費、また道路拡張に伴います安芸高田市光ケーブル移設工事費を増額するものでございます。12目の自治振興費1千333万9千円の増額は、たかみや湯の森屋外給水設備工事費、レインボーファーム雨漏り修繕工事費、エコミュージアム川根修繕費の増額が主なものでございます。13目の地籍調査費は248万3千円の減額は、事業費の調整によるものでございます。

23ページをお願いいたします。2項の徴税费、1目の税務総務費213万2千円の増額は、職員手当の調整が主なものでございます。2目の賦課徴収費939万4千円の減額は、固定資産評価等の業務委託費の減額が主なものでございます。3項の戸籍住民基本台帳費820万2千円の増額及び24ページの4項の選挙費32万7千円の増額、また5項の統計調査費の減額、6項の監査委員費242万5千円の減額は、職員人件費の調整

によるものでございます。

続きまして25ページをお願いいたします。3款の民生費でございます。1項の社会福祉費、1目の社会福祉総務費565万6千円の増額は、社会福祉協議会補助金109万6千円、国民健康保険特別会計繰出金461万4千円の増額が主なものでございます。2目の身体障害者福祉費854万9千円の増額は、進行性筋萎縮症者措置委託料、また障害者福祉関係の国県補助金の前年度精算返還金の確定によるものでございます。4目の老人福祉費は207万3千円の減額でございますが、減額した費目につきましては事務事業費の調整によるもので、19節の負担金補助及び交付金767万7千円の増額はシルバー人材センター、また高齢者能力活用協会の合併対策経費補助金を計上するものでございます。6目の社会福祉医療公費負担事業費516万1千円の増額は、老人医療及び重度心身障害者医療扶助費の増によるものでございます。7目の人権推進費150万円の増額は、集会所屋根改修費を計上するものでございます。

次に26ページをお願いいたします。8目の隣保館費6万9千円の増額は、職員人件費の調整でございます。10目の社会福祉施設費は29万2千円の減額でございますが、事務事業経費の組み換えが主なものでございます。2項の児童福祉費、1目の児童福祉総務費41万7千円の増額は、障害児補装具委託料を増額するものでございます。2目の保育所費5千297万2千円の増額は、年度中途からの入所児の増加に伴います臨時職員雇用賃金、また給食賄い費、私立保育園委託料の増額が主なものでございます。

27ページをお願いいたします。3目の児童手当費4千938万5千円の増額は、支給対象者の増によるものでございます。5目の児童福祉医療公費負担事業費39万6千円の増額は、ひとり親家庭等医療費扶助の増でございます。6目の児童福祉施設費190万4千円の増額は、児童館及び子育て支援施設の維持管理経費を増額するものでございます。

続きまして28ページをお願いいたします。3項の生活保護費、1目の生活保護総務費19万5千円の増額は、医療扶助費審査手数料の増額が主なものでございます。2目の生活保護扶助費1千250万8千円の増額は、医療扶助費の増額によるものでございます。

続きまして4款の衛生費でございます。1項の保健衛生費、1目の保健衛生総務費95万1千円の増額は、職員給与費の調整が主なものでございます。3目の母子保健費43万5千円の減額は、栄養士賃金の減でございます。4目の老人保健費は10万1千円の増額は、老人保健推進事務費の増額が主なものでございます。5目の予防費29万2千円の増額は、法改正によります予防接種拡大に伴うものでございます。

続きまして29ページをお願いいたします。6目の保健センター費12万円の増額は、向原保健センターの光熱水費等の増額でございます。7目の環境衛生費2千714万5千円の増額は、災害時の消毒薬補充費14万2千円、ダイオキシン土壌調査委託費68万円、また簡易水道事業、浄化

槽特別会計繰出金 2 千 6 3 2 万 3 千円を増額するものでございます。8 目の診療所費 4 万 2 千円の増額は、北生診療所に伴います事務費の増額でございます。

30 ページをお願いいたします。2 項の清掃費、2 目のし尿処理費 3 9 万 9 千円の増額は、職員人件費の調整によるものでございます。

続きまして 6 款農林水産業費でございます。1 項の農業費、1 目の農業委員会費 9 8 万 4 千円の増額は、農業委員会会議録作成委託費の増額が主なものでございます。2 目の農業総務費 3 7 0 万 6 千円の増額は、農業集落排水事業特別会計繰出金の増額が主なものでございます。3 目の農業振興費 3 0 万円の減額は、事務事業の調整によるものでございます。

31 ページをお願いいたします。4 目の畜産振興費は 1 千 9 4 3 万 1 千円の減額で、18 節の備品購入費 1 千 7 0 万円の増額につきましては、家畜排せつ物リサイクル施設整備に伴います、ユニットラック、リフト購入費を計上するものでございます。19 節の負担金補助及び交付金 3 千 4 1 6 万 2 千円の減額につきましては、事業規模の確定によりまして家畜排せつ物リサイクル施設整備事業建設補助負担金の減額が主なものでございます。5 目の地域営農費 4 7 0 万 6 千円の増額でございますが、農業用機械助成、農地流動化補助金の増額が主なものでございます。6 目の農村整備費 2 3 万 5 千円の増額は、土師ダムやまめ釣堀施設、また四季の里、浄化槽維持管理、給水施設修繕費の増額が主なものでございます。

32 ページをお願いいたします。2 項の林業費、1 目の林業総務費 2 2 万 5 千円の増額は、職員人件費の調整でございます。2 目の林業振興費 2 0 万 5 千円の増額は、高宮森林公園管理棟管理委託費を増額するものでございます。4 目の林道整備事業費 6 0 万円の増額は、向原作業道延長に伴います補助金の増額でございます。

続きまして 7 款の商工費でございます。1 項の商工費、1 目の商工総務費 6 7 万 1 千円の増額は、職員人件費の調整及び旅費等の事務費を調整したものでございます。2 目の商工業振興費 7 0 万円の増額は、高宮パストラル雨漏修繕工事費の増額が主なものでございます。続きまして 3 目の観光費 5 3 4 万円の増額は、サンフレ、また湧永ハンドボール合同市民交流会開催経費、東京広島県人会開催に伴います、安芸高田市ピーアール経費、同名八千代姉妹都市交流事業解散式経費、また観光施設維持管理経費を増額するものでございます。

8 款の土木費でございます。1 項の土木管理費、1 目の土木総務費 1 9 0 万 6 千円につきましては、職員人件費の調整でございます。

続きまして 34 ページをお願いいたします。2 項の道路橋梁費、1 目の道路橋梁総務費でございますが、5 2 万 8 千円の増額は、職員給与等の調整、また生活道舗装補助金 3 0 0 万円の増額が主なものでございます。3 目の道路新設改良費 3 千万円の減額は、事業量の確定によるものでございます。3 項の河川費、1 目の河川総務費は、費目の組み換えをさせていただいております。

35ページをお願いいたします。4項の都市計画費、1目の都市計画総務費、4千円の減額は、職員給与調整でございます。2目の公共下水道費1千849万円の増額は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金を増額するものでございます。5項の住宅費、1目の住宅管理費45万9千円の増額は、市営住宅修繕費の増が主なものでございます。2目の住宅建設費7千157万6千円の増額は、甲田住宅造成、建築工事費を計上するものでございます。

36ページをお願いいたします。9款の消防費でございますが、1項の消防費、1目の常備消防費427万1千円の減額は、職員給与費の調整が主なものでございます。3目の消防施設費224万7千円の増額は、防火水槽設置事業費の増でございます。

続きまして37ページの、10款教育費でございます。1目の教育総務費、2目の事務局費297万7千円の減額、また増額した費目は19節の負担金補助及び交付金165万2千円は、育英奨学金等の補助金の増額でございます。続きまして2項の小学校費、1目の学校管理費465万3千円の増額は、各小学校の教材費、管理諸経費等を増額するものでございます。

続きまして38ページをお願いいたします。3項の中学校費でございます。1目の学校管理費425万7千円の増額につきましても、前項の同様に各中学校の教材費、また学校管理諸経費等を増額するものでございます。

39ページの4項の幼稚園費、1目の幼稚園費14万4千円の減額は、職員給与の調整が主なものでございます。5項の社会教育費、1目の社会教育総務費121万3千円の減額は、社会教育関係事務事業経費の調整によるものでございます。2目の公民館費281万9千円の増額は、各公民館の維持修繕費等の増額が主なものでございます。

続きまして40ページをお願いいたします。3目の図書館費34万円の増額は、図書館臨時職員賃金の増が主なものでございます。4目の人権教育費6万6千円の減額は、講師謝礼金等を減額するものでございます。5目の文化財保護費194万4千円の増額は、天然記念物原田のエノキ延命治療によります委託、また史跡試掘調査委託経費を増額することが主なものでございます。6目の文化施設費でございます。275万3千円の増加は、吉田歴史民俗資料館、田園パラッツオ、甲田若者定住センターミューズの修繕、また管理費をそれぞれ増額するものでございます。

続きまして41ページをお願いいたします。6項の保健体育費、2目の学校給食費の106万6千円の減額は、増加した費目、11節の需用費168万6千円につきましては、各給食施設の修繕費、また光熱水費の増が主なものでございます。3目の体育施設費2千399万4千円の増額は、13節の委託料1千130万4千円の増額は、体育施設管理委託費等の増、また、続きの42ページをお願いいたします。工事費等につきましてもは950万円、これは吉田サッカー公園管理棟施設、また改修費等の増額が主なものでございます。

11 款の災害復旧費でございますが、まず 1 項の農林水産施設災害復旧費、1 目の農地災害復旧費 300 万円の増額で、台風被害による農地災害 3 件、2 目の農業用施設災害復旧費は 3 千 5 4 7 万 4 千円の増額で、ため池 1 件、水路 2 件、農道 1 件の復旧費の増額、また 3 目の林業施設災害復旧費 9 5 1 万 6 千円の増額は、林道 4 件の復旧費の増額をいたすものでございます。

続きまして 43 ページをお願いいたします。2 項の土木施設災害復旧費、1 目の公共土木施設災害復旧費 3 千 4 0 4 万 7 千円の増額は、10 月 12 日発生の台風 23 号によります道路 2 ヶ所、河川 5 ヶ所の災害復旧経費を増額するものでございます。

続きまして 6 ページに戻っていただきたいと思っております。6 ページにつきましては繰越明許費の補正でございます。土木費、また道路橋梁費につきまして、用地交渉に日数を要したこと等から、市道 5 路線の改良事業につきまして 1 億 1 千 8 6 0 万円を限度として、翌年度に繰り越すものでございます。また河川費の水防災対策特定河川事業につきましては、国土交通省が行う事業と平行して実施しておりますが、国土交通省で行う事業が台風の被害で翌年度に一部繰り越す見込みであることから、市の事業も合わせて 4 8 0 万円を繰り越すものでございます。土木施設災害復旧事業につきましては、台風 23 号によります、河川 5 件、道路 2 件の復旧事業の国の査定が来年になる見込みであることから、2 千 4 8 6 万 7 千円を繰り越しますもので、総額で 1 億 4 千 8 2 6 万 7 千円を限度とする繰越明許費の補正を行うものでございます。

続きまして 7 ページの第 3 表の地方債の補正でございます。総務事業債といたしまして 1 億 1 千 4 0 万円増額、農林水産事業債といたしまして 3 千 4 6 0 万円減額、土木事業債を 2 千 6 5 0 万円増額、災害復旧事業債を 2 千 5 6 0 万円増額、臨時財政対策債を 6 4 0 万円の減額、減税補填債を 4 3 0 万円減額し、補正後の借入限度額を、それぞれ 7 4 億 1 千 3 7 0 万円とするものでございます。

続きまして 8 ページでございますが、債務負担行為の補正、第 4 表でございますが、このことにつきましては下水道使用料の統一化、また機能拡張等に係ります、電算システムの開発費用といたしまして、平成 16 年度から平成 21 年度の 5 年間で、限度額を 3 千 3 0 0 万円の債務負担行為を追加するものでございます。以上で要点のご説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

松浦議長 これでは説明を終わります。  
この際、13 時まで休憩といたします。

~~~~~  
午前 11 時 55 分 休憩  
午後 1 時 00 分 再開  
~~~~~

松浦議長 それでは時間が参りましたので、休憩前に引き続き再開いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡田議員 議長、18番。

松浦議長 18番、岡田正信君。

岡田議員 1点お尋ねいたします。12ページの歳入の関係ですが、これは地方交付税が3億何某上がったという説明をされまして、合併による精算金というのが増えとったという総務部長の話ですが、私が理解しとるのはですね、当初予算を配った時は100%の率では組めんわけですから、8月末で決定した金額はこのとおりになるんですね。合併による加算金いうかたちで、そういうかたちで地方交付税がおりとるんですか。

松浦議長 答弁を許します。総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 議長。今回の普通交付税の積算につきましては、3億6千120万4千円の増額をさしていただいております。確かに、当初予算見込額につきましては77億2千500万円という数字を見込ませていただきました。今回の合併によりまして、非常に普通交付税の積算というものがですね、我々事務局段階でも非常に算定をするというのが非常に難しいという状況もございます。いろいろ県等のそうした上部の指導等も得たわけでございますが、実質8月算定に伴いまして額の確定を見させていただいたものでございます。その額の確定が、合併特例によります加算が、当初額より上回ったという数字になろうかと思っております。そういうことで普通交付税の交付確定額が80億8千620万4千円と、額の確定を見たわけでございます。そういう状況の中で3億6千120万4千円というものは、今回の補正の中で増額をさせていただくとるわけでございます。

いろいろ合併特例がない場合の交付税につきましては、安芸高田市、旧6町の一本算定になりますとですね、60億2千490万1千円ぐらいになるのではなからうかと思っております。概算でですね。差額につきましては20億6千130万3千円というような状況になろうかと思っております。

10年後におきましては、これが一本の算定ということになりますので、非常に10年後におきます交付税の額はですね、落ちてくるという予想を見させていただいております。たまたま合併によりまして、10年間についてはそういう特例を受けてですね、交付税の額を定めたものと解釈をいたしております。

それと、ちなみに旧6町のそうした額、平成12年度からの普通交付税の額を見ましても、大体92億ぐらい12年度の普通交付税があったものが、15年度の交付税額といいますと76億ぐらいで非常に差額というものはですね、年々減額になっておるとい状況でございます。

今回の合併によりまして、算定を得たものは80億8千620万ということでございますので、多少そこらの合併によりました交付税のメリットというものがですね、出てるのではなからうかと思っております。その3億6千万というものにつきましては、今後における主要の事業でありま



す市民文化ホール、第2庁舎のですね、財源基金として2億6千万という数字を積み立てをさせていただくとというのが事実でございます。

以上でございます。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

今村議員 議長。

松浦議長 16番、今村義照君。

今村議員 何点かお聞きをいたします。当初の説明でですね、民生費の国庫負担でございまして、保育所の入所増が原因だというふうに説明がございました。主な状況下の中でですね、どんなような特性があるのか、それから地域的な特性があるのか。それから市内にはいくつかの私立の保育所もございまして、公立と私立とのですね、区分はどのようなかたちになっているのか。そこをお聞きしたいのと、次に企画費の関係でございまして、第2庁舎・総合文化福祉保健施設の整備事業として1億461万7千円、説明では設計委託費だというふうにあったわけでございますが、その設計にはですね、それに伴う基準と言いましょうか、あるいは区分と言いましょうか、そういったことが考えられると思います。そこらへんの基本的な考え方についてお聞きをしたいというふうに思います。

次に社会福祉費の関係でございまして、老人福祉費の中でですね、4目の19節でございまして、負担金及び補助金の関係でですね、主にはシルバー人材センター、あるいは高能協の合併対策費だというふうにお聞きしたわけでございます。今、市内には人材センターとしては2町、あとは高能協だったというふうに思いますが、それらの関係がですね、合併に向かってどういったようなかたちでそれが進行されようとしているのか、ここらへんの対する補助金だろうというふうに思うわけでございますが、その内容について、今の段階でのお考えをお聞きしたいというふうに思います。

あとは教育費の関係でございまして、37ページの同じく負担金及び補助金でございまして、これは165万2千円ということで育英資金の人にと説明だったと思いますが、当初お考えになっていた生徒の、おそらく増に伴う資金手当だとは思いますが、そこら辺の状況がどのような変化をしているのかが質疑でございまして、以上でございます。

松浦議長 ただ今の質問に答弁を許します。福祉保健部長、福田美恵子君。

福田福祉保健部長 はい。ただ今の質疑でございまして、児童福祉費、社会福祉の関係で、児童保護措置費の負担金、国庫負担金ですね、この増ということでございまして、歳出の方でも上げておりますように、非常に現在ですね、保育所が安芸高田市に公立の保育所が10園、それと私立が4園あるわけでございますけれども、子どもさん、入所児童がですね、かなり増えております。全体といたしまして公立の方が55名の増、現在ですね。それと私立の方が24名の増となっております。そうした中で入所児童の増ということで国庫負担の方、県費負担の方も増えているという状況でございまして。それで、地域性ということがございましたけれども、やはり吉田町の保育所がですね、入所待ちの状態ということが出ております。

それと現在そうした子どもさんがかなり入っていらっしゃるとい  
のは、保護者の方もですね、不景気ということもございまして、産休を長く  
取れないということで、小さい子どもさんを早くから預けられるとい  
うこともございます。そうした観点で、現在入所者の方がかなり増えてきてお  
るという状況でございます。定員増になっておりますところがですね、吉  
田につきましては待ちということなんですけども、みどりの森も定員まで  
にはまだ到達しておりませんが、私立の方がですね、3園、4園ある  
中で、3園が定員オーバーという状況でございます。

それと老人福祉の関係で負担金でございますが、今朝ほどの総務部長の  
方の説明でございましたように、負担金のところがですね、767万7千  
円の内、シルバーの統合関連の金額が749万9千円でございます。その  
現在ですね、進捗状況といたしましては、一応来年、17年1月13日  
の日に2つの吉田町と甲田町のシルバー、それと八千代、美土里、高宮、向  
原の4高能協さんですね、これの6つが統合協定調印式をされるような予  
定になっております。地域性もございまして、いろいろ課題はあるんでは  
ございますけれども、やはり同じ目的を持つそういう団体でございますの  
で、来年の4月1日から同じかたちでのスタートをするということで今の  
現在では1月13日に統合協定をされるような運びとなっております。以  
上でございます。

松浦議長 引き続き、答弁を許します。自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 21ページの第2庁舎・総合文化保健福祉施設整備に関わりまして、そ  
の設計費につきましまして考え方なり、区分というご質問でございますけども、  
建築の設計につきましましては、基本的には工事費に依りまして設計費用が歩  
掛りで計算できるというかたちになっております。したがって、今回  
コンペということでございますので、基本的にはその国、県が定めました  
その歩掛りによって設計費を算出しておるといふかたちに、基本的にはな  
るだろうというように思います。

次にその中身でございますけども、今回は庁舎だけということではござ  
いませんで、総合文化保健福祉施設ということで、ホールがあったり、小  
ホールがあったり、または図書館等があるということでございますので、  
したがって、基本設計と実施設計というかたちでさせていただきたい  
というように思っております。基本設計につきましましては、細かい規模、機  
能、配置等々ですね、定めていく必要がございますので、そういったこと  
をこの基本設計の中でやらせていただこうかということになるかと思  
います。

基本設計と実施設計の大体の割合でございますが、基本設計が3、実施  
設計が7という割合で委託料を算出することとしております。

以上でございます。

松浦議長 引き続き答弁を求めます。杉山俊之教育次長。

杉山教育次長 では37ページの教育費の2目の事務局費の負担金補助及び交付金の  
関係でございますが、この件につきましては総務部長から育英資金等とい

う説明があったわけですが、これは各旧町の奨学金関係の経過措置分でございます、人数等につきましては移動はありませんが、金額について精査した結果、これだけの165万2千円の追加をお願いしとるわけでございます。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

杉原議員 議長。

松浦議長 13番、杉原洋君。

杉原議員 議長、13番。31ページの畜産振興費に備品購入費がありますが、これは家畜排せつ物リサイクル施設の中で、リフト、ユニック等と聞いておるんですが、これもどこの施設へ設置されるのかを1点と、それから今度、35ページです。住宅建設費で住宅建設が甲田町へできるということを聞いておるんですが、何戸建てでどこの場所へできるのかをお尋ねします。

もう1点、36ページの消防施設費、防火水槽の設置とありますが、224万7千円ありますが、2基ぐらいだろうと思いますが、何基、どこの地域か、また今後のこの施設を設けて行かれる計画というものをですね、お尋ねをするものであります。

松浦議長 ただ今の質問に対して答弁を許します。まず初めに産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 それでは31ページの畜産振興費の18節の備品購入費でございますが、配置個所につきましては現在、今年度完了を予定しております高宮の堆肥センターの方へ配置をする計画でございます。以上でございます。

松浦議長 引き続き答弁を許します。建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 はい。ただ今の住宅建設に係りますご質問にお答えをいたします。甲田町で計画をされております場所と戸数でございますが、甲田町の世羅甲田寄りの堂ノ口という住宅でございます。団地名はせせらぎ団地でございますが、この中で住宅を建設させていただくということで、本年度のこの予算で2棟4戸ということで計画をさせていただいております。以上でございます。

松浦議長 引き続き、消防長、村上紘君、答弁を許します。

村上消防長 はい、失礼します。36ページの消防施設費に係ります中の防火水槽についてのご質問というふうに承っておりますが、今回のここに補正予算を出させていただいております防火水槽につきましては、吉田町の上迫に移転に伴う防火水槽等に関わる補正予算を計上させていただいております。

もう1点、これに関連します防火水槽等の整理計画等についてのご質問が、続けてあったというふうに記憶しておりますが、その件につきましては、地域の消防団等とも十分に協議をしていく中で、まず必要な施設を要望書を出していただく中からですね、危険地域等を十分協議しながら、今後将来にわたって防火水槽の整備を計画的に進めていきたいと、こういう作業に取りかかっていっておりますので、そういうかたちの答弁ということに代えていただきたいと思います。

松浦議長 引き続き、質疑はありませんか。

杉原議員 議長。

松浦議長 13番、杉原洋君。

杉原議員 はい、13番。住宅についてもう1点お尋ねしますが、現在市営住宅があります中での利用状況等をひとつお聞かせ願いたいと思います。

松浦議長 答弁を許します。建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 はい。現在、安芸高田市内では315戸の管理戸数がございます。その内74戸につきましては老朽化に伴う政策空家ということでございます。以上、それを管理しております。以上でございます。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

山本議員 議長。

松浦議長 15番、山本三郎君。

山本議員 ちょっと1点ほどお伺いしますけど、22ページの自治振興費の中で、外郭団体の補助金というものがそこへ1千60万あまりの計上がありますが、これは説明ではたかみや湯の森と聞いたわけですが、たかみや湯の森につきましては市民の方、あるいは市以外の方も非常にあそこで健康増進、あるいは保養ということで非常に利用されておるのはよく分かるわけですが、この補助金は建設費に充てられると聞いたような気がするわけですが、この建設費に対しての何割のものがそれへ補助金へまわるのか。

それとですね、この外郭団体補助金というものが、この旧町の時代からこういうもので、それぞれ補助金が市に引きずってこられておると思うんですが、このものの外郭団体そのものについての今後の補助金をですね、どのように考えておられるかということも、ひとつお聞きしたいと思えますし、総体的にこの外郭団体補助金が、この16年度でどれだけの補助金が総体的に現在で補助金とされとるのかも、ひとつお聞きしたいと思えます。

松浦議長 ただ今の質問に答弁を許します。自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 22ページの説明欄にございます外郭団体補助費の1千60万9千円でございますが、これは非常に紛らわしい表現でございまして、これは補助金ということではなくして、補助をする事業というかたちでここに掲げさせていただいております。そういった意味では外郭団体支援費と言いますか、そういった中身のものでございます。

ひとつは、ここには補助金というものもございまして、さらには実際施設等につきましては、市が所有しておるものでございますので、市の直轄で工事をするというものもございまして、その直轄で工事をするというものも、ここに入っているわけでございます。湯の森に関しましては1千46万9千円程度、事業費でございまして、これは直接工事をするわけでございます。市の施設でございまして、この財源につきましては、基金を既に湯の森の基金がございまして、それを取り崩して充てておりますが、それで工事請負費というところで工事をするというものでございまして、中身につきましては野外の給水塔、それからカランと言いまして、い

いわゆる風呂場での給湯の装置ですね、こういったもの、これ非常に現在湯量が不足するというかたちになっておりますので、給水塔を50トンのものを増やし、さらに節水型のカランに変えると。さらに駐車場、一部暗いところがございますので、それを明るくするというふうな事業でございます。

補助金の今後でございますが、いわゆる第3セクターそれから事業団等につきましては、現在その経営状況等を判断をし、健全化計画を策定するというので、公認会計士の先生等に診断、または今後の提言等をいただくようにしておりますので、したがって、それにつきましては今年度中に方向性を整理をし、今後の指針をつくっていけばというふうに考えておるところでございます。

それから、どれだけの外郭団体に補助をしているかということでございますが、委託料もございまして、さらに補助金ということもございまして、しかも自治振興部が所管をしてるもの以外にも、いわゆる産業振興部、さらには教育委員会、福祉等々の外郭の団体がございまして、その総額、それから内訳等につきましては、後日資料として出させていただきますというふうに思います。以上でございます。

山本議員 議長。

松浦議長 15番、山本三郎君。

山本議員 はい。今の外郭団体補助費、これはいろいろ先ほど部長が申されましたように、補助支援費というのと、補助費と、まことに紛らわしいと思えました。そういう点につきましては私も今聞きましてですね、あれとこれとごっちゃにしてはいけないんだという判断はつきましたが、その中でいろいろお聞きしました中で、公認会計士によりいろいろなそういう総合的な第3セクター的なものから、いろいろ見直しをするという考えのようでしたが、是非ですね、このいろいろ補助事業、補助金、補助支援、そういうものは、旧6町にはいろいろあるわけですが、合併をいたしましてですね、やはりどう言いますか、市民あるいは地域にとっては均衡のとれた、大体行政をするということにつきましては、今後そういう会計士のいろいろ知恵を借りながら、それによった方法を取ってもらわなくてはいいんと思いますが、そういうことですね、是非これからの補助金等につきましても見直しを十分お願いをしておきたいと思えます。要望しておきます。以上です。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

川角議員 議長。

松浦議長 6番、川角一郎君。

川角議員 6番、川角です。先ほどの今村議員と関連するわけでございますが、21ページの方で企画費の中で委託料の1億400万余りというのが計上してあるわけでございますが、このことはご承知のように旧吉田町の時からですね、懇話会をつくられて、大体組織の代表が27名ばかりがですね、日夜寄ってですね、非常に協議されてきたところでございます。それで、

これが見ますと大体14年の3月にはですね、基本構想ということで答申をされておるように思っております。それでこのことがいよいよこのように予算計上もされまして、現実化してくるといふところまで来たわけですが、これの重みというのは非常に重要なものがあるかというふうに認識をいたしておるところでございます。それで、今後この実行にあたりましてはですね、またこれから特別委員会等も十分協議はされると思うんですが、今までせっかくこのような構想もできており、そして重要な案件がですね、この中へ組み込んでございますので、そこら十分ですね、ひとつ認識をいただきながら前に進めていただきたいというふうに思いまして、質問なり、あるいは要望ということで、お願いをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

松浦議長 答弁を求めます。市長、児玉更太郎君。

児玉市長 ただ今の6番議員さんのご質問でございますが、このことについては経過を詳しくご説明をしておく必要があるかと、このように思いますので、私の方から答弁をさせていただきます。

ご存知のように吉田町ではかつて文化ホールの建設委員会を設けられて、既にパンフレットまでつくっておられたと、こういう状況があるわけでございます。そういう状況があるので、合併協議の中でも、この文化ホールの問題についてはそういう経過を踏まえて吉田の状況も汲んでくれと、こういうようなお話しも吉田町の町長さんからも聞かせてもらっております。そういう意味で、過去4回吉田のそういう関係者、関わりました関係者と協議をして参りました。その経過については当初は新町1号線の向こう側へ独立したものをつくると、こういうこと。しかも固定席が800席と、こういうような計画があったようでございます。そういう計画があったということで、随分委員さんもそういうことを主張される委員さんもおられました。しかし、経過から言うと、ご存知のとおりで議会で決定をしていただいたとおりの理由でこちらの市の現在の庁舎の横に並べて文化ホールと市の第2庁舎、さらに総合文化福祉施設のようなものを、総合的なものをつくると、こういう結論を場所的には出していただくとすると、こういうことなんで、まずその理解を取り付けるということが、特に吉田町内にとっては重要な事であると、こういうことで私たちは3遍にわたって委員さんと協議をして参りました。最終的には吉田、この中心の振興会、吉田小学校管内の振興会の住民懇談会が先般ございました。これが4回目になるわけですが、そこでもせっかく固定席の800席を計画したんだから、それを崩さずにやってもらいたいと、こういうかなり厳しいご意見が賜りましたが、しかし議会で決定をしてもらった、そういう方向は一応理解をさせていただきたいと。しかし固定席については将来いろいろ研究してみますと、固定席というのはなかなか使い勝手が、利用率がですね、難しいと、そういうことで固定席のようなものも必要なことなんで、基本的には今から協議するんですが、甲田町のミューズのようなかたちの600席を基準にしたものをつくらせてもらいたいと。もうち

よっと席が足らんというご意見がございましたが、それは今から検討しながら2階席に100か150席の予備席をつくるという方法も今から十分検討する余地があろうと、このように思うわけでございます。

結局、固定席にするかどうかという問題が一番論議になったわけですが、やはり今ご存知のように、ちょっとした会議をするにしてもですね、ほとんどがホテルを使うような状況がございまして、安芸高田市でそのようなちょっとした会議をするのにホテルをどこを使おうかというてもなかなか難しいということになると、今から建設する文化ホール的なものを、いわゆるコンベンションホール的な考え方で、大きな演劇もできれば、その歌謡のショーもできるし、それは舞台の取りようや音響効果装置のやりようでもできると。しかも平場に使えばパーティーもできると、こういうようなことでですね、そういうものをひとつ総合的にコンベンションホール的なものを、ひとつつくらせてもらいたい。内容については、もちろん今から検討するんでございますので、議員さんも交えてどういうものをつくったがええかと、こういうことを協議させてもらいたいということで、最終的な先般の吉田地区のコミュニティの会議で大体ご理解を賜ったというように考えております。随分我々が答弁したいことを全部質問で出していただきましたんで、場所がなければあ電鉄の車庫と駐車場と、54号の間へ約7、8,000平米のものがあるじゃないかと、こういうような話もございましたけど、それも計画にはあったんですが、やはりちょっと直線距離は近くても、そこまで行くというのは市の庁舎から離れるという問題もあって、ちょっと難しいという、いろいろな角度での今までの吉田町の経過を話されました。これについて、いちいちご説明を申し上げてご理解を賜ったということで、基本的には私は皆さんが選挙をされる間に、前後4回にわたってですね、地元の一応まず了解を得ることが最初ということで、その作業は大体済ませたと考えておりますので、今後はどういうものをつくっていくかという設計の段階に入りますので、それに議会の皆さん、地元の皆さん、それぞれ関係の皆さん、これは地元だけのものじゃあございませんので、安芸高田市のものでございますので、安芸高田市から広く意見を聞くと、こういうことで、今後進めさせてもらいたいというように考えておりますので、ちょっと長くなりましたが経過についてご報告を申し上げて、ご理解を賜りたいと、このように思いますのでよろしく願いいたします。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 10番、熊高です。ちょっと遅れて参りまして申し訳ないんですが、歳入で2点、歳出で5、6点になるうかと思いますが、ページを追って質問させていただきますんで、よろしく願いします。

まず13ページの13款の使用料、手数料の関係で土木費の市営住宅使用料が現年分の減額となっておりますが、これは内容について1点確認をさ

せていただきたいと思います。

それから16ページ5目の農林水産業費の県補助金の中の説明文の中の下から2番目、予算は小さいんですが、食育実践活動事業補助金という目新しいものがありますが、この内容あるいは歳出の方になりますとどういった事業に関わってくるのか、この点に関してお聞きをしたいと思いません。

歳出の方に入りまして、21ページ、先ほどからいろいろ質問も出ておるようですが、その前に6目の基金管理費、市民センター建設基金。今回新たに2億6千200万余りの基金が積み上げられておりますが、これは第2庁舎の関係だと思えますが、市民センターという名前ですね、名称、これについての関係、統一したものになるのかどうか。違うもんじゃないんだというふうに認識はしておるんですが、この関係と、さらには以前お聞きしたと思うんですが、旧吉田で1億円ほど積み立てとったというようなお話を聞いたと思えますが、それにプラスをしていくものだと理解をするのですがそれで間違いはないのか、あるいは最終的に現在この基金がいくらになっておるのか、併せてお聞きしたいと思いません。

それからその下の7目企画費で先ほどから今村議員さんなり川角議員さん、質問されたようですが、この関係で今後内容は設計コンペ費だということに先ほど言われたということですが、これから庁舎の特別委員会で検討するわけですが、この庁舎の特別委員会で協議をどの程度までした時点で、この設計コンペに発注をかけていくのか、これが非常に微妙に関わってくると思うんですが、この辺の時期的なものについて確認をしておきたいと思いません。

25ページになりますが、2目の身体障害者福祉費の関係で身体障害者支援事業費ということですが、これは説明を聞いた中では筋萎縮症の関係のものだというふうに説明があったと思えますが、もう少し詳しい内容あるいは対象の皆さんの数値的なものも分かれば、もう少し詳しくご説明をお願いしたいと思いません。

それから27ページにいきまして、3目の児童手当費の児童手当給付事業4千900万余りのものがありますが、これの内容をもう少し詳しくご説明をお願いしたいと思いません。

次のページの2目の生活保護扶助費、これの補正が1千200万余り出ておりますが、これについての内容と言いますか、件数ですね、そういったものももう少し詳しくご説明をお願いしたいと思いません。

最後になろうと思えますが、31ページ畜産振興費で備品購入費については先ほど質問なり説明があったということですが、家畜排せつ物リサイクル施設建設事業費の減額が1千900万あまりになっておりますが、これの内容についてお伺いしたいと思いません。

以上、たくさんありますがよろしくお願いいいたします。

松浦議長 ただ今の質疑に対しまして答弁を許します。  
金岡建設部長 議長。



松 浦 議 長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 熊高議員さんの住宅の使用料13ページのご説明を申し上げます。現年分の200万円の減額につきましては、実はこれは高額所得者が退去をされまして新たに入居者が決まるわけでございますが、高額の方が出られた関係で、吉田町で2戸、向原町で2戸、これが併せて120万円の差額が出るという見込みでございます。また、他の住宅におきましても退去していただきまして、その後大体2ヵ月から4ヵ月程度住宅の改修と言いますか、補修をしていただいて入居募集をするということで、その間の空き家の家賃の差額が80万ということで、併せて200万を減額とさせていただいているものでございます。以上でございます。

松 浦 議 長 続きまして答弁を求めます。産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 それでは最初に歳入の方の16ページにあります農林水産業費県補助金の農業費県補助金の中の食育実践地域活動事業費補助金4万9千円でございます。この事業につきましては、地域営農費の方で事業を実施しております。今回の4万9千円は補助金の確定による補正増を行っております。事業の内容につきましては、特に市内の給食を行っております学校との連携を取って食と農に関わる実践活動をしていこう。いわゆる地産地消の推進をしていくという事業でございます。今年度単独事業でございますが、事業費的には100万あまりの事業でございますが、地産地消という事業展開の中で農業の実践の活動を学校教育の中に取り入れていただく中で、食を通しての農業に対する理解でありますとか、あるいは米の消費につながる炊飯給食の推進でありますとか、そういったところへの普及あるいは事業の展開をしていきたいということが、ひとつの狙いで取り組みをしておるものでございます。

それからもう1点、歳出の方で31ページの畜産振興費で説明中、家畜排せつ物リサイクル施設建設事業費、補正減の1千912万4千円の内容でございます。節の方で18節の備品購入費に1千70万円の補正増、その下の19節で減額の3千416万2千円となっております。このリサイクル施設建設事業、いわゆる堆肥センター建設事業でございますが、これは広島県の事業実施の形態としましては、県の旧農業開発公社の方で事業が発注をされております。事業実施主体は市町村でございますが、発注主体は県の旧農業開発公社の方で発注をしておるものでございます。したがって、19の事業負担金として実施、発注主体の方へ負担金として予算を繰り出していくという予算の流れになっております。今回の負担金の補正の3千416万2千円の減と、備品購入費の1千70万円の補正増につきましては、負担金につきましてはあらかじめの決算見込みがございましたので、3千400万円余りの減を行いまして、当初備品購入費につきましてもセンターの方で発注ということで予算計上してはございましたが、実施主体の方での備品につきましては発注ということになりましたので、組み替えをいたしまして備品の方へこの度1千70万円を計上したというものでございます。以上でございます。

松 浦 議 長 引き続き答弁を求めます。総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 21ページの基金管理費、基金積立金の2億6千233万6千円の市民センター建設基金という内容でございます。このことにつきましては合併前、旧吉田町におきまして市民センターの建設ということになります基金をですね、創設をさせていただいております。今回の合併によりまして市の方に持ち込みという状況の中で、15年度末で1億28万2千円の市民センター建設基金の年度末をみておるところでございます。こういう状況の中で企画費の中にも計上させていただいておりますけども、総合文化福祉施設の市民センター、また第2庁舎ということで、合体という方向性の中でですね、こちらの市民センター建設基金の方を目的基金とさせていただいて、今回2億6千233万6千円をこの1億の基金の中に積立をさせていただくという状況でございます。16年度末見込みにつきましては、3億6千271万8千円の基金の額を見るような見込みになっております。

ただ、16年度、今年度からこうした庁舎整備の着手でございますので、当然、今後におきましてはですね、この大きなプロジェクト事業の中に今後の予算のある限りの中ではですね、この基金にまだまだ積立をしないとプロジェクト事業の完成ということはないんではなかろうかと思っております。そういうことで庁舎部分も含んだ市民センター建設基金の方に充当させていただいて、基金として積立をさせていただきたいということでございますので、ご理解願いたいと思います。

松 浦 議 長 引き続き答弁を求めます。自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 第2庁舎等々の整備につきましてのご質問でございますが、これにつきましてはご質問がございましたように、まずはコンペというかたちをさせていただいて、それからコンペによりまして業者決定がなされて、そしていわゆる設計というかたちになりますが、その設計の段階で基本設計、そして実施設計と、こういうかたちになります。コンペにつきましてはいわゆる庁舎若しくは総合文化保健福祉センター施設等々の基本的な考え方、敷地内の配置、空間構成、大まかな機能というふうなものが、いわゆる設計会社の方から出されてくると、こういうかたちであります。したがって、きめ細かく何と何と何と何をどのぐらいの面積で入れなさいと、こういうふうなかたちでのコンペではございません。それに防災上の問題でありますとか、バリアフリーの問題でありますとか、そういった総合的な観点でいわゆる審査をするというかたちになります。

基本設計に至りまして、初めてそういった大枠の建物配置の中で、どこにどのような機能、またはどの規模で大きさをいれ込んでいくのかという細かいセッティングに入って行く。それに基づきましていわゆる事業費、または壁の色を含めたですね、そういう細かいところを決めていくのが実施設計と、こういうことになります。したがって、コンペをする以前に議会の方で詰めておいていただくということにつきましては、先ほどの中身を、コンペの仕様書の中身をご協議いただくというかたちになります。

そういう意味で非常にザックリした大枠でのいわゆるご議論をいただくというかたちになるかと思えます。

じゃあ具体的に議場のかたち、またいろいろ円形であるとか、対面式であるとか、いろいろかたちもございますし、さらに委員会の部屋の数、さらに会派別のそういった待合室、そういったこと、いろいろございますけども、それはいわゆる基本設計の中でいろいろ議論をいただくというかたちになります。そういった意味ではコンペをするということになりますと、具体的にそういった議場のかたち、機能、等々についてですね、内部的にはご議論をしていただいて、コンペの審査若しくは以降の基本設計に臨んでいただくと、こういうかたちになるのではなかろうかというふうに思っております。いずれにしてもこうした大まかなスケジュール、さらにはコンペをする仕様書ですね、そういったことにつきましては調査特別委員会の中で、またご議論をいただければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

松浦議長 続きます、福祉保健部長、福田美恵子君。

福田福祉保健部長 はい。25ページの身体障害者福祉費の件でございますけども、委託料につきましては100万円、これは進行性筋萎縮症者措置費委託料でございます、見込みといたしまして1名ほど見込みをしております。それでちょっと現在何名いらっしゃるかというのは手元に持っておりませんので、すいません。今回の補正につきましては1名増分でございます。

それと、償還金利子、割引料の754万9千円でございますけども、これは昨年の国庫金をですね、国、県等につけましての精算をしましてですね、返還金が生じたものでございまして、障害者居宅介護支援、それとか短期入所支援、居宅介護支援等でございます。施設訓練等支援費の補助金でございます、13件を併せまして754万9千円の返還金が生じております。

それと27ページの児童手当費でございますが、扶助費の4千938万5千円でございます。これは法の改正がございまして、児童手当でございますが、就学前までの子どもさんに今まで児童手当が出ておりましたが、16年4月1日から小学校3年生までですね、手当が出るようなかたちになりました。それで今回大きく補正させていただきましたのが、特例がございまして、9月末までに該当者につきまして届けをすれば今回支払ができますという特例がございまして、今回補正をさせていただきました。そして計上いたしましたものが今年の4月から来年1月までの支給額でございます、人数といたしましては964名該当者がございます。

それと先ほどの身体障害者のところで、進行性筋萎縮症者の関係でございますが、全体で3名いらっしゃいます。

それから28ページの生活保護扶助費でございますが、扶助費の1千250万8千円、これは医療扶助、医療費の増によります扶助費でございますが、現在10月末現在で世帯といたしまして209世帯、それから人数といたしまして360名の該当者がございます。これも生保開始になった

り廃止になったりというかたちで逐一動きます。そうしたかたちで、今10月末現在ではただ今申し上げました世帯数と人口でございます。以上でございます。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 大まかな内容については分かりましたが、少しせつかくですからお聞きしたいと思いますが、先ほどの市営住宅使用料の高額所得者の関係でということですが、高額所得の限度額はちなみにいくらだったか、この機会ですからお聞きしたいと思います。

それから21ページの基金の関係、これも理解はできましたが、名称についてはこのままでいくんでしょうか。その件についての答弁がありませんでしたので、再度確認させていただきたいと思います。

それと自治振興部長の答弁、非常に長くて、途中までわかつたと思ったら、また途中からわからなくなったと思いますが、要は庁舎特別委員会が具体的にどこまで行った時点で発注できるんかというところを端的にご答弁願いたいと思います。

それから25ページの進行性筋萎縮症ですか、名前がしっかり申し上げられませんが申し訳ないんですが、1名増員分がということですから564万1千円と290万8千円、この全てが1名分の増という理解なのか、その辺が全体では3名いらっしゃるということですよ。今回の補正は1名増ということですが、そういう理解でよろしいんでしょうか。あとは分かりました。以上です。

松浦議長 答弁を求めます。総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 はい、ご指摘いただいておりますように、基金の名称と言いますのが、3月1日に合併をさしていただき、一般会計としての特定目的基金をですね、旧町からいろんな角度で持ち込みをしていただいております。そういう状況の中で現在その基金で目的を持ってつくられておったという状況の中では、先ほど今回の予算の中でも基金の取り崩しをさせていただいておりますたかみや湯の森、また美土里神楽門前湯治村、またサッカー公園等ある中で、ある程度目的で持っておられた、そういう施設整備においては重点的に基金を充当していくかたちだと思います。ただ、今回の市民センター、また第2庁舎の基金につきましては、この基金の中もですね、地域福祉基金とか保健福祉推進事業基金とか、いろんな福祉に係るですね、基金もございますので、もう少し第2庁舎と市民センター、そういう福祉も含んだ施設でありますので、総合的にここの基金の整備をですね、もう少し時間をかけてさせていただきたいと思っております。ご理解をお願いしたいと思っております。

松浦議長 引き続き答弁を求めます。自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 コンペの発注でございますが、議会の方の特別委員会で必ずご議論をしていただかなくてはならないのは、いわゆるコンペ仕様書、とりわけ議会

に関わる部分がございますので、したがいましてこれについてご議論、ご確認をしていただく必要があろうかというふうに思います。それと同時に付属としましてはコンペの審査委員会の設置並びにその委員等、議会からも出ていただく必要があろうかと思ひます。そこらあたりについてご確認をしていただく必要があろうかと思ひます。なお、大きな事業でございますので、当然特別委員会の方でこうしたことをやはり議論すべきだということがあると思ひますが、そこらについても十分ご指摘を受けて資料も提出させていただきまして、議論いただければと思ひます。以上であります。

松浦議長 続きまして答弁を求めます。建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 失礼いたします。13ページの市営住宅の最高限度額ということでございますが、これは住宅の規模あるいは建設年度の違いの関係で、全てというわけではございませんが、近傍の家賃等の参考に、現在大体10万円程度ではないかというように思っております。今回積算させていただきました例をとりますと、一番高い高額所得者の家賃としては、これは向原のあさひが丘でございますが5万9千100円、これが出られまして新しく入られました方が1万5千100円ということで、こういうかたちでの差額が生じているということでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

松浦議長 続きまして、福祉保健部長、福田美恵子君。

福田福祉保健部長 はい、失礼いたします。身障者の福祉費のところ、進行性筋萎縮症者措置費の委託料でございますが、これは100万の2分の1の補助でございます。元2名から今回1名見込まれますので3名ということでの予算計上でございます。

松浦議長 暫時休憩します。

~~~~~  
午後2時05分 休憩  
午後2時06分 再開  
~~~~~

松浦議長 答弁を求めます。福祉保健部長、福田美恵子君。

福田福祉保健部長 正式な名称といたしまして、進行性筋萎縮症者療養等給付費という費用でございます。それで1ヵ月にですね、37万円ぐらい要るわけでございます。その3ヵ月分ということで計上させていただいております。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 再々申し訳ないんですが、ようわかりませんので再度質問しますが、住宅の分の高額所得者というのは、かなり差があるというふうに今伺いましたが、今後いろいろ調整をされていくんだと思ひますが、もう1つは高額というのは所得制限ですよ、このことについても聞きたかったんですが。ですから今後はその開きというのは、合併後いろいろ調整をしていくということになると思うんですが、その辺の調整の時期と言ひますかね、そういった見通しというのはどの辺で持っていられるのか、既にもう16年度

も終わって17年度の予算を組むわけですが、その辺の整理というのは今年度予定されて、17年度に整理されるのか、その辺までお聞きしたいと思います。

それから21ページの基金のことですが、時間をもらって少し整理するという総務部長のお答えですが、私が心配するのは今回第2庁舎、それから総合文化福祉施設、保健施設というかたちで名称ができておりますんで、早い内に統一してですね、名称は後で統一をした流れで確認ができるような方法だけは早くしていただきたいなど。基金については他のいろいろなものがあると思いますが、これも先ほど言いましたように16年度から17年度になればですね、大体整理はするというのは必要ではないかなという思いがしますんで、その辺も早急な取り組みをひとつご検討願いたいと思います。

それからその下のコンペの件ですが、発注時期は結果的にいつを見込んでおられるのか、これを再確認をさせていただきたいと思います。

進行性筋萎縮症については37万かけ3ヵ月で約100万ちょっとですが、ですからもう少し500いくら、200いくらの300万近い費用の中で、ちょっと私が理解が遅いんかもしれませんが、その中に100万ぐらいが入るとるんだと思いますが、他のものは何なんですか。その辺のもう少し中身を分析した説明をお願いしたいと思います。

松浦議長 まず、建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 住宅の収入の限度額、公営住宅の限度額ということで、少し私がおたが説明をしたようですが、基本的には公営住宅の収入の限度額は20万から40万ということで入っていただくわけですが、入っておられる中で段々収入が多くなったりした場合に高額所得者ということが出て参ります。基本的には高額所得者につきましては、基本的に出していただく、あるいは特定賃貸住宅というのがございますので、そういう住宅というのが我々の方の指導ということになっております。

調整の時期につきましては、大体合併後3年以内に調整をするということで、今随時やっているところでございます。以上でございます。

松浦議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 基金の名称につきましては、先ほどからご指摘いただいておりますように、第2庁舎・総合文化福祉保健施設という事業の中で、仮称ということで進んでおりますが、そういうところの名称のある程度の確定できますと、そういうものとしてその基金の方もその整合させていただいて、1つのプロジェクト事業としての基金というものの管理をですね、させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

松浦議長 引き続き、自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 コンペの発注時期でございますけども、基本的には今年度中に設計の業務委託というところまでいきたいという気持ちでおりますので、したがってそれから逆算していきますと、概ね1月の中旬前後には発注というかたちで事を進めて参りたいというふうに考えております。以上であります。

松浦議長 引き続き答弁を求めます。福祉保健部長、福田美恵子君。

福田福祉保健部長 はい。どうもすみませんでした。内訳でございますけども754万9千円の償還金のところですね、それで右側でございます説明の欄にあります身体障害者支援費事業費の564万1千円、これが返還金です。それと身体障害者福祉事業費の中の290万8千円の内、100万円は委託料の方に、今の進行性筋萎縮症者措置委託料の方へ入りまして、あと差額分が190万8千円が身体障害者福祉事業費の返還金でございます。内訳といたしまして。以上でございます。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

明木議員 議長。

松浦議長 1番、明木一悦君。

明木議員 41ページ、教育費の保健体育費、その中の3番、3目目体育施設費でこの説明の中にですね、体育施設管理運営費という項目で3つほど体育施設運営管理費、体育施設運営管理費と分かれてるんですけど、これは何か違うんでしょうか。その中でまた体育施設の管理費として880万、総合運動場でグラウンドとまたその次にプールとあるんですけど、これは場所はどちらになるのか、お伺いします。

松浦議長 ただ今の質問に対して答弁を求めます。教育次長、杉山俊之君。

杉山教育次長 体育施設費の関係でございますけど、体育施設管理費につきましてはサッカー公園の関係でございます。それから総合運動場につきましてもサッカー公園でございますが、施設管理費は管理棟の関係でございます。それから総合運動公園につきましては、サッカー公園あるいは甲田、八千代、吉田の別な施設あるいは甲田町の小原の多目的広場とか、甲立の広場ですね、そういうものも含まれておるわけでございます。以上です。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

明木議員 議長。

松浦議長 1番、明木一悦君。

明木議員 それでは全てが含まれるということなのかなというふうにとったんですけど、今のちょっと答弁よく分からなかったなので、再質問させていただきまして、体育施設管理費がサッカー公園の管理棟ということだったと思いますけど、総合運動場、グラウンド、プールにおいてですね、何か所か、数で教えていただけますか。

松浦議長 答弁を求めます。教育次長、杉山俊之君。

杉山教育次長 体育施設の総務管理費の関係は、サッカー公園の管理棟でございます。それから総合運動場につきましては吉田サッカー公園のグラウンドでございます。グラウンドにつきましては甲田、八千代、美土里、吉田でございます。それからプールの関係でございますが、プールにつきましてはそれぞれ各町にあります社会体育関係のプールでございます。甲田で申しますと小原プールとか、小田東プールあるいは甲立プール等の施設でございます。数につきましてはちょっと手元に資料がございませんので、後ほどお知らせいたします。

松浦議長 他に質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。これより議案第83号、平成16年度安芸高田市一般会計補正予算(第4号)の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

松浦議長 ここで、14時30分まで休憩をさせていただきます。

~~~~~

午後2時18分 休憩

午後2時30分 再開

~~~~~

日程第15 議案第84号 平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

松浦議長 休憩前に引き続きまして、再開いたします。

日程第15、議案第84号、平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第84号、平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5千741万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ33億8千847万9千円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金5千965万円、療養給付費等交付金1億9千315万円、繰入金461万4千円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費474万円、保険給付費3億1千415万円、保健事業費60万7千円をそれぞれ追加し、予備費6千208万3千円を減額するものでございます。以上よろしく申し上げます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。



福田福祉保健部長 議長。

松浦議長 福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい。それでは議案第84号、平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、要点の説明を申し上げます。

今回補正させていただきましたのは、今年度の上半期の実績を元に、下期の医療費推計をした補正予算でございます。

それでは事項別明細書の6ページをお願いいたします。まず、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目2の療養給付費等負担金でございますが、現年度分といたしまして4千772万円の増額でございます。これは一般被保険者医療費に対する国からの負担金でございます。内訳といたしまして一般被保険者療養給付費が1億1千130万円の40%の4千452万円でございます。それと一般被保険者高額療養費の800万円の40%の320万円でございます。

次に款3、項2の国庫補助金、目1の財政調整交付金でございますが、普通調整交付金1千193万円の増額でございます。これは一般被保険者の医療費に対する国からの補助金でございます。内訳といたしまして、一般被保険者療養給付費1億1千130万円の10%の1千113万円、一般被保険者高額療養費800万円の10%の80万円でございます。

次に款5療養給付費等交付金でございますが、目の療養給付費等交付金、現年度分といたしまして1億9千315万円の増額補正をお願いしております。これは退職被保険者の医療費に対する支払基金からの交付金でございます。内訳といたしまして、退職被保険者等療養給付費1億6千875万円、退職被保険者等療養費140万円、退職被保険者等高額療養費2千300万円でございます。

次に7ページをお願いします。款9の繰入金で項1の他会計繰入金、目1の一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金で461万4千円でございます。これは職員給与費等の繰入金でございます。

次に歳出に移りたいと思います。8ページをお願いします。款1の総務費、項1総務管理費、目1の一般管理費474万円の増額補正をお願いしております。主なものといたしましては人件費等でございます。13節委託料のところの362万6千円の増額でございますが、これは联合会への共同処理委託料100万円、それと高額療養費システム業務委託料250万円、高額療養費システム保守委託料として12万6千円でございます。

次に款2の保険給付費、項1の療養諸費でございますが、目1の一般被保険者療養給付費、19節負担金補助及び交付金でございますが、医療費の上半期の実績によりまして下半期を推計した結果、医療費が見込まれますので増額したものでございます。

以下、目2の退職被保険者等療養給付費でございますが、これも負担金補助及び交付金といたしまして1億6千875万円でございます。それと目3の一般被保険者療養費を170万円をお願いしております。それから4目の退職被保険者等療養費も140万円でございます。

それから次のページ、9ページの款2の保険給付費の高額療養費でございますが、目1の一般被保険者高額療養費800万円、2目の退職被保険者等高額療養費として2千300万円の増額をお願いしておりますが、これも医療費の増加が見込まれますので、増額いたしましたものでございます。

次に款6の保健事業でございますが、保健事業1目の保健衛生普及費60万7千円をお願いしております。賃金として50万4千円の増額でございますが、これは医療費通知等を出したりするための臨時職員の賃金等でございます。それと11節の需用費の10万3千円でございますが、これは体脂肪計の修理費等でございます。

次に10款の予備費、1目の予備費でございますが、予備費の方を減額といたしまして6千208万3千円の減でございます。

11ページは給与費の明細でございますのでご覧いただけたらと思います。以上でございます。

松浦議長 これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 10番、熊高です。歳出の関係で、ページで言いますと8ページでございますけど、一般管理費の職員の手当等、増えておりますが、これは事業が大ざっぱに言えば10%ぐらい増えとるんかなという気がしますが、これから出る他の特別会計も同じように時間外とか、そういったものがかなり出てきております。今後そういった見直しをしていこうという方向へ向かう中でですね、こういったかたちで時間外手当とか、いろんな手当がたくさん出てくるという状況があります。先ほどの一般会計の方は時間外というのは数字的にはあまり出ておりませんが、特別会計は特にそういうかたちで時間外手当等がずいぶんこれからの特別会計も出てくるんですが、こういった方向ということが改善をされることはないのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

松浦議長 答弁を求めます。福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい。国保の職員手当のところでございますけども、超勤、時間外勤務手当の方がちょっと6町の方が、今まで1町、1町でやってたのが、6町がやりますと、膨大な事務作業がございます。そうした中で報告ものと、早く医療費も住民の方にですね、支払もしてあげなければならないということもございまして、事務をスムーズに遂行するために努力しておるわけでございますけども、人数的にですね、先般10月から職員も1名ほど国保会計の所に配置をしていただいたという経緯もございまして、できるだけ時間外はしないように、みんなで手分けをしてするという方向では常に申しておりますけども、現在少し足りない部分をこうしたかたちでお願いしたということでございます。

将来に向かっては、やはりそうしたかたちで経費を少なくするというか

たちでの取り組みをする必要があると考えております。以上でございます。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 部長のおっしゃることは理解できないことはないんですが、これはこれから後の特別会計にも関わってくることでありますんで、いちいちそのことを挙げて質問をするというのはどうかと思いますんで、この際、今後行財政改革を進めていくという立場ですら、三役の皆さんなり、あるいは総務部長なり、そこらの管理の方向とか、そういうことも含めてですら、後の特別会計のことも含めてですら、ご答弁いただければと思います。

松浦議長 答弁を求めます。総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 時間外等の関係を総括的にご説明させていただきたいと思っております。福祉保健部におきましては、3月1日の合併のスタートいたしまして、保健医療課に2係でいろいろ事務を対応させていただきました。10月の異動の中で、国保係と福祉医療係、健康増進、2係を3係にある程度充実をさせていただいて、その経過につきましてはですら、非常に合併前における国保会計と老人事業会計、各町それぞれ1つずつ持って、6つをですら、総括的に支所から全部本所を管理機能にしております。そういうことで、1係の人が本所の職員で全部12の会計をですら、総括的に実施していた経過がございます。そういう状況の中で総括事務を管理するというのは保健医療なり、ここへ福祉医療ということで、国保会計の方と老人医療会計の方で役割をですら、2つに分離させていただいた経過がございます。ただ、職員をじゃあ全部そこですぐ対応できるかということは、中途の期間でもございますので、完璧な対応というのは職員対応は貼り付けをしてないのが事実でございます。そういう特別会計につきましては、旧町におかれてはですら、担当者が2人ないし3人が1会計を持っていたことであらうかと思っております。

総括的に時間外の考え方につきましては、各部長の会議の中でもですら、その日に5時に終わりますと、その時間外の計画表というのをですら、係また課、そういうチェック体制でもってですら、事務執行をしていこうじゃないかと。ただ係だけでやれば3時間かかるものが、全体の課の中でですら、持っていけば1時間で済むかもわかりません。そういうその部、課、係、それと連携を取りながらですら、できるだけ担当者だけの仕事ということでなしに、全体の部の仕事の中、また課の仕事の中ということで、調整をしていただきたい。そういうところで指示をさせていただくとここでございます。

3月1日いろいろ新しい事業の中でもスタートさせていただいておりますけども、そうした来年度へ向けてのですね、そういうところの適正配置ということも、そういうような角度では検討していかなくてはならないところがあるかと思っております。以上でございます。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

金 行 議 員 議長。

松 浦 議 長 12番、金行哲昭君。

金 行 議 員 はい。ちょっと1点ほど、9ページの保険給付費の退職者保健高額医療費の関係で2千300万の補正ですよ、あれは補正前は4千500万で、2千300万の医療費の補正をちょっと言われたんですが、そこらをもっとちょっと詳しくお聞きしたいんですが。

松 浦 議 長 答弁を求めます。福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい。9ページの退職被保険者等高額療養費でございますけども、2千300万円の補正なんです、これは退職被保険者の高額医療費の医療費分でございます。上半期の精査しまして下半期へ向けての見込みですね、見込みを出しまして2千300万高額療養費が必要であるということで予算計上させてもらっております。

金 行 議 員 議長。

松 浦 議 長 12番、金行哲昭君。

金 行 議 員 上半期、下半期、別々に考える、これはわからんというところで、ちょっと補正にしちゃあ重みが大きすぎるような気がするんですが、あれは分かれるからという理解をしてもいいんですかね、上半期、下半期ということで。それとも、あこでバツッと増えたいということで理解させてもらってもいいんですか。比率として多いですよ。そこらがどうなっとるんかなど。

松 浦 議 長 答弁を求めます。福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい。上半期、下半期、今まで7ヵ月ですね、今現在まで医療費を支払っております。そうした中でやはり高額療養費の方の伸びがちょっと多いんですよ。ということで、見込みとさせていただきます。

松 浦 議 長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

松 浦 議 長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

松 浦 議 長 お諮りいたします。これより議案第84号、平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第16 議案第85号 平成16年度安芸高田市老人保健特別会計

補正予算(第2号)

松 浦 議 長 日程第16、議案第85号、平成16年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第85号、平成16年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算の提案理由の説明を行います。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千905万円を追加し、歳入歳出それぞれ57億4千645万3千円とするものでございます。

歳入につきましては、支払基金交付金2千410万2千円、国庫支出金996万6千円、県支出金249万1千円、繰入金249万1千円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、医療諸費3千905万円を追加するものでございます。以上よろしく願いをいたします。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福田福祉保健部長 議長。

松浦議長 福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい。それでは、議案第85号安芸高田市老人保健特別会計補正予算(第2号)につきましての要点説明を申し上げます。

これも、今年度の上半期と申しましたけども、今年に入ってからの実績をもとにですね、これから先の医療費を推計した補正予算でございます。よろしく願いいたします。

まず歳入についてご説明をいたします。6ページをお開き下さいませ。款1の支払基金交付金の目1医療費交付金の現年度分でございますが2千242万4千円の増額でございます。医療費に対する支払基金からの交付金でございます。

次に目2の審査支払手数料交付金でございますが、現年度分として167万8千円の増額でございます。1万4千440件分のレセプト審査手数料として支払基金からの交付金でございます。これは基金の方から全額支払われるものでございます。

それと次に款2の国庫支出金、国庫負担金でございますが、1目の医療費負担金996万6千円でございます。現年度分でございますけども、これも医療費に対する国庫負担金でございます。補助率約26.6%のものでございます。

次に款3の県支出金の県負担金の医療費負担金として現年度分249万1千円の増額でございます。これも医療費に対する県の負担金でございます。

続きまして7ページの方をお願いいたします。款4の繰入金、一般会計からの繰入金でございますが249万1千円の増額でございます。これは安芸高田市負担金分として医療費への一般会計からの繰入金でございま

す。

次に歳出に移りたいと思います。8ページをご覧いただきたいと思えます。款1の医療諸費、目の医療給付費でございますけども、節の扶助費4千14万5千円の増額でございます。これは歳入の方でも説明いたしましたが、今年度の医療費の見込みを出しまして、推計した結果、この金額をお願いしとるものでございます。支払先は国保連合会及び社会保険診療報酬支払基金でございます。

それから目2の医療費支給費の扶助費でございます。277万2千円の減額でございます。これは事業量より減ることが推測されるために減額したものでございます。これはコルセットや柔道整復施術料等の現金給付するものでございます。それから目3の審査支払手数料167万7千円の増額でございますが、医療費の増額に伴いましてレセプトの審査支払手数料でございます。以上でございます。

松浦議長 これをもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕  
質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。  
討論はありませんか。  
〔討論なし〕  
討論なしと認め、討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。これより議案第85号、平成16年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算(第2号)についての件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕  
起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第17 議案第86号 平成16年度安芸高田市介護保険特別会計  
補正予算(第1号)

松浦議長 日程第17、議案第86号、平成16年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第86号、平成16年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第1号)提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千667万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ29億7千437万1千円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金が3千287万6千円、支払基金交付金3千246万2千円、県支出金987万5千円、繰入金104万2千円、繰越金1千42万2千円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費が43万円、保険給付費が7千900万円、諸支出金505万4千円、予備費219万3千円をそれぞれ追加するものでございます。以上よろしくお願いをいたします。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福田福祉保健部長 議長。

松浦議長 福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい。それでは議案第86号、平成16年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての要点のご説明を申し上げます。

この介護保険につきましては、これまで介護給付をしてきたものを元にして、今後見込まれる給付費を計上させていただいております。

6ページをお開き下さいませ。款4国庫支出金、項1の国庫負担金の1目介護給付費負担金でございますが、2千4万8千円の増額補正をいたしております。これは介護給付費の増額に伴う現年度分介護給付費負担金として増額するものでございます。同じく4款の項2の国庫補助金でございますけども、1目の調整交付金648万5千円の増額補正でございます。これも介護給付費増額に伴います、現年度分財政調整交付金を増額補正するものでございます。目3の国庫補助金でございますが634万3千円増額いたしましたして634万4千円とするものでございます。内訳は保険者機能強化特別対策補助金として増額補正するものでございます。内容は介護報酬離島等加算地域に該当する地域に、加算対象の介護サービス事業所がある場合、その事業所に支給されます介護報酬が加算されることとなり、介護給付費がその分増額となって、ひいては第1号被保険者の保険料に算定することとなります。この加算制度によりまして、保険料が高く設定されないよう、保険料に算定された部分に相当する額を補助金として国が交付するものでございます。

次に款5の支払基金交付金の1目の介護給付費交付金でございますが3千246万2千円のお願いをしております。内訳といたしまして介護給付費増額に伴います現年度分介護給付費交付金として増額するものでございます。

次に款6の県支出金の県負担金、目1の介護給付費負担金でございますが987万5千円の補正をお願いしております。これも現年度分介護給付費の負担金の増額補正をするものでございます。

次の款9の繰入金、基金繰入金といたしまして、1目の介護給付費準備基金繰入金といたしまして104万2千円をお願いしております。これ

は介護給付費の増額に伴いまして第1号被保険者の保険料部分として繰り入れるものでございます。

次に項2の一般会計からの繰入金、目2の事務費繰入金でございますが、節の方の件を77万3千円、そして事務費の繰入金を減額で77万3千円の相殺をいたしております。

次に8ページの10款の繰越金でございますが、1千42万2千円、これは前年度の繰越金でございます。

次に9ページの方をお願いします。歳出でございますが、款1の総務費、総務一般管理費の一般管理費でございますが、120万3千円増額をお願いいたしております。主なものとしたしましては13節の委託料でございますが、これは第3期介護保険事業計画作成に係ります給付データの給付分析を業務委託するものでございます。

次に項3の介護認定審査会費でございます。ここにつきましては、それぞれ不要額を減額したものでございます。

次に10ページをお願いいたします。款2の保険給付費、項1の介護サービス等諸費でございますが、これは要介護1から要介護5と認定された方に対する介護給付に係る経費でございます。目1の居宅介護サービス給付費でございますが、3千700万円の増額をお願いしております。それと3目の施設介護サービス給付費でございますが、4千200万円の増額をお願いしております。これはいずれも介護給付費の増に伴います増額補正をするものでございます。

次に款5の諸支出金、項1の償還金及び還付加算金の2目の償還金でございますが485万4千円、これは過年度の介護給付費負担金等の返還金でございます。

次の款6予備費でございますが、予備費として219万3千円の補正をお願いしております。以上でございます。

松浦議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。これより議案第86号、平成16年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。



日程第 18 議案第 87号 平成 16 年度安芸高田市公共下水道事業

特別会計補正予算（第 2 号）

松 浦 議 長 日程第 18、議案第 87号、平成 16 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児 玉 市 長 議長。

松 浦 議 長 市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 議案第 87号、平成 16 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 470 万 6 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 5 億 4 千 3 8 万 8 千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金 470 万 6 千円を追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費 470 万 6 千円を追加するものでございます。

次に地方自治法第 214 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業として 1 億 9 千 4 0 0 万を繰越明許費とするものでございます。以上よろしくご審議の上、適当なる議決をお願いいたします。

松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

松 浦 議 長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 議案第 87号、平成 16 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、要点のご説明を申し上げます。

議案の 7 ページをお願いいたします。歳入でございますが、6 款の繰入金で一般会計繰入金としまして 470 万 6 千円を追加させていただくものでございます。

次に歳出でございますが、8 ページをお願いいたします。1 款総務費、1 項総務管理費の一般管理費では、職員人件費などで 198 万 7 千円、公課費では消費税の確定見込みに伴い、271 万 9 千円の併せて 470 万 6 千円を追加させていただきたいとするものでございます。

2 款施設費、2 項施設建設費でございますが、事業の精算見込みに伴いまして、水道管移設費を工事請負費に組み替えをさせていただいたものでございまして、補正額としてはございません。

それでは戻っていただきまして 4 ページをお願いいたします。4 ページの第 2 表、繰越明許費でございますが、施設建設費の吉田処理区公共下水道事業の管工事など 1 億 9 千 4 0 0 万円を翌年度へ繰り越すことで計上させていただいております。以上でございます。

松浦議長 これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕  
質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。  
討論はありませんか。  
〔討論なし〕  
討論なしと認め、討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。これより議案第87号、平成16年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕  
起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第19 議案第88号 平成16年度安芸高田市特定環境保全  
公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

松浦議長 日程第19、議案第88号、平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第88号、平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千425万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ9億1千797万6千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金1千378万4千円、諸収入47万4千円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費654万8千円、施設費771万円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、地方自治法第214条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業といたしまして、2地区の処理区整備事業総額で2億5千500万円を繰越明許費とするものでございます。

よろしくご審議の上、議決をいただきますようお願い申し上げます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

松浦議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 議案第88号、平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についての要点のご説明を申し上げます。

議案の7ページをお願いいたします。まず歳入でございますが、6款の繰入金に一般会計繰入金といたしまして1千378万4千円。

8款諸収入としまして消費税の還付金47万4千円を追加させていただきたいとするものでございます。

歳出でございますが、8ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費の一般管理費でございますが、職員の人件費等で654万8千円を追加させていただいております。

2款施設費、1項施設管理費でございますが、甲田処理区におきまして、マンホールポンプ水位計取替え工事などで84万円、向原処理区で電気代及び施設の修繕料、また汚泥処理手数料等と維持管理工事費などで、併せまして687万円を計上させていただいております、総額で771万円でございます。

次に施設建設費でございますが、事業の精算見込みに伴いまして施設内での事業費の調整を行わせていただいております、各処理区ごとで吉田処理区では業務委託料が200万円の減額、八千代処理区でも工事請負費などで3千150万円、併せまして3千350万円を減額し、甲田処理区において工事請負費などで3千350万円の追加をしております、補正額としましてはゼロ円でございます。

次に4ページをお願いいたします。第2表繰越明許の補正でございますが、八千代処理区特定環境保全公共下水道整備事業で1億890万、甲田処理区特定環境保全公共下水道整備事業で1億4千610万円のそれぞれの事業費を翌年度へ繰り越しをさせていただきたいということで、併せまして2億5千500万円を追加をさせていただいております。以上でございます。

松浦議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

亀岡議員 議長。

松浦議長 20番、亀岡等君。

亀岡議員 繰越明許費についてお尋ねいたしますが、この理由というのはできなかったので繰り越すわけですけども、どれぐらいの進捗率で、またその繰り越しをしなければならなかった事情ですね、そういったことをお伺いします。

松浦議長 答弁を求めます。建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 ただ今のご質問でございますが、八千代処理区におきましても現在工事を進めておるところでございます、まだ全般的に進捗が伸びていないのが現状でございます。進捗につきましては後ほどご説明を申し上げます。また、甲田処理区におきましても同様に管路工事等で進捗が伸びてないというのが現状でございます、進捗率は少し時間をいただきたいと思います。

特に国との国道管理等の許可にかなり時間を要しておるといのが大きな問題でございます。16年度の執行予算が2億9千300万程度の予定でございます。総事業費では5億4千800万程度ということで、約半分程度は16年度で実施ということでございます。以上でございます。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 8ページの歳出のこれも人件費ですが、確認の意味で聞かせていただきますが、1目の一般管理費、人件費が654万8千円増えておりますが、この内容についてご説明願います。

松浦議長 答弁を求めます。建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 654万8千円の内、給与関係が525万円で時間外勤務手当といたしまして122万8千円、扶養手当が7万8千円ということで、それぞれ増額をさせていただいたものでございます。

今の特に時間外勤務手当等に関しましては、事業費、これは予算をご可決いただきまして、その後設計等を行う期間、非常に申請事務に時間を要したと。また発注時期が集中したということでかなりの人件費が要ったというのが現状でございます。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 時間外については分かりますが、給料が増えたというのはどういうことでしょうか。

松浦議長 答弁を求めます。建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 大変申し訳ございません。給料の関係につきましては施設建設費の方でみていた、補助事業でみていたものを、総務管理費の方へ振替をさせていただいた関係で、額が総務管理費の一般管理費の方へ計上させていただいたというものでございます。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 振り替えたということは分かりましたが、どうしてそういうふうになったのか、もう少し丁寧に、分かるように説明して下さい。

松浦議長 ちょっと休憩いたします。

~~~~~

午後3時20分 休憩

午後3時21分 再開

~~~~~

松浦議長 休憩を閉じまして再開をいたします。

他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。これより議案第88号、平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第20 議案第89号 平成16年度安芸高田市農業集落排水事業

特別会計補正予算(第1号)

松浦議長 日程第20、議案第89号、平成16年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第89号、平成16年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千499万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ9億6千741万2千円とするものでございます。

歳入につきましては、県支出金524万円、繰入金340万4千円、繰越金27万2千円、諸収入458万円、市債110万円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費172万3千円、施設費1千300万1千円、諸支出金27万2千円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、地方自治法第214条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業として、2地区の整備事業1億8千874万3千円を繰越明許費とするものでございます。

また、地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を1億660万円と定めるものでございます。以上よろしくお願いをいたします。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

松浦議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 議案第89号、平成16年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、要点のご説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。歳入でございますが、4款県支出金、1項県補助金の農業集落排水事業県補助金といたしまして524万円追加をさせていただいております。

6款繰入金で一般会計繰入金といたしまして380万4千円。

7款繰越金では27万2千円を、8款諸収入では消費税の還付金といたしまして額の確定見込みから458万円を追加をさせていただいております。

9款市債では下水道債を110万円追加をお願いしております。

次に歳出でございますが、10ページをお願いいたします。1款の総務費、1項総務管理費では職員の人件費など併せまして172万3千円を計上させていただいております。

それから2款施設費の1項施設管理費では、八千代処理区で保守点検業務委託料、施設の維持管理、修繕工事など233万円を、甲田処理区では汚泥運搬手数料など2万7千円、向原処理区では電気代、修繕費、並びに汚泥汚水料など256万4千円の、併せて492万1千円を追加をさせていただいております。

次に2項施設建設費でございますが、吉田処理区の事業精算見込みに伴いまして、委託料を512万7千円減額させていただくとともに、管路工事で543万7千円、また水道移転費で741万円で、処理区総額では808万円の追加をお願いさせていただくものでございます。

11ページの諸支出金につきましては、15年度の精算分として27万2千円を一般会計へ繰り出すものでございます。

それでは4ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費の補正でございますが、入江地区の農業集落排水事業で、1億3千823万1千円、また向井原地区農業集落排水整備事業で5千51万2千円、併せて1億8千874万3千円を次年度に繰り越しをさせていただきたいとするものでございます。入江地区につきましては、管路工事、あるいは施設工事でございます。向井原地区につきましては施設の工事でございます。

次に5ページをお願いいたします。第3表の地方債の補正でございますが、農業集落排水事業につきまして、補正前の額に110万円を追加し、限度額を1億660万円とさせていただきたいとするものでございます。以上でございます。

松浦議長 これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

渡辺議員 議長。

松浦議長 19番、渡辺義則君。

渡辺議員 12ページの給与費明細書の説明がなかったと思うんですが、職員数、補正前、補正後7名ということで内容が変わっておりますが、この件について説明をお願いしたい。

松浦議長 答弁を求めます。総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 給与費の明細につきましては総括的な管理をまだ総務の方で所管をさ

せていただいております。今回の先ほど来の50万円の減額の88号の関連的なところから説明をさせていただきますと、今の農業集落排水、また次の行に伴います浄化槽整備事業の特別会計の補正の内容につきましては、総括的にその建設部の方の各担当者ですね、入れ替えによりまして事業費対応分の調整の中で、今回の人件費相当額を微調整をさせていただいたということで、ご理解をお願いいたしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。これより議案第89号、平成16年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第21 議案第90号 平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業

##### 特別会計補正予算(第2号)

松浦議長 日程第21、議案第90号、平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第90号、平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ3億4千801万2千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金118万9千円を追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費118万9千円を追加するものでございます。

以上よろしくご審議の上、議決をいただきますようお願い申し上げます。

す。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

松浦議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 議案第90号、平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）の要点のご説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。6款の繰入金でございますが、一般会計からの繰入金として118万9千円をお願いするものでございます。

歳出でございますが、次のページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費の一般管理費では、職員の人件費等で給与で17万7千円、職員手当で52万4千円、共済費3万3千円、それぞれ人件費に係るものが73万4千円でございます。また、公課費といたしまして、消費税の確定見込みに伴いまして45万5千円の、併せて118万9千円の追加をお願いするものでございます。以上でございます。

松浦議長 これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。これより議案第90号、平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第22 議案第91号 平成16年度安芸高田市簡易水道事業

### 特別会計補正予算（第2号）

松浦議長 日程第22、議案第91号、平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第91号、平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算



(第2号) 提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1千646万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ19億7千611万4千円とするものでございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金1千612万8千円、繰入金2千513万4千円、市債7千930万円をそれぞれ追加し、諸収入409万3千円を減額するものでございます。

歳出につきましては、施設費1億2千152万4千円を追加し、総務費505万5千円を減額するものでございます。

また、地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を5億1千360万円と定めるものでございます。以上よろしく願いをいたします。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

松浦議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 議案第91号、平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、要点のご説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。歳入でございますが、1分担金及び負担金で丹比、可愛地区の簡易水道の新規加入見込み192戸分の加入分担金として1千612万8千円を計上させていただいております。

6款繰入金では一般会計の繰入金から2千513万4千円を追加をさせていただいております。

8款諸収入では、消費税の確定見込みに伴いまして消費税還付金を409万3千円減額をさせていただきたいとするものでございます。

次の8ページをお願いいたします。9款市債では簡易水道事業債といたしまして7千930万円を追加させていただきたいとするものでございます。

歳出でございますが、9ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費の一般管理費では、職員の人件費といたしまして、職員手当等で240万5千円の追加を、また吉田給水区では消費税の額の確定に伴いまして、746万円の減額、併せまして505万5千円の減額をお願いするものでございます。

2款施設費、1項施設管理費では、簡易水道施設管理運営費といたしまして、水道法の一部改正によりまして各簡易水道の浄水場ごとの水質検査計画の策定が義務付けられました。その委託料といたしまして243万円、また八千代給水区では漏水修理など、併せまして310万5千円を、美土里給水区では同じく漏水修理などで30万円を、高宮給水区では県の住宅供給公社が分譲しておりましたれんげガーデン団地の水量不足の対応工事といたしまして、管路工事などで130万を。また甲田給水区では稼地の簡易水道の修繕費として82万9千円、向原給水区では電気代や修繕費など併せまして356万円をそれぞれ追加をさせていただき、総額で1千

152万4千円の増額をお願いするものでございます。

10ページをお願いいたします。2款の施設建設費では1億1千万の増額で、吉田給水区で事業費精算見込みに伴いまして、委託料で1千419万5千円を減額させていただいております。また工事請負費では管路埋設を道路に行っておりますが、開設管路各戸への排水管工事と本管工事とを併せて行い、経費等の節減と早期給水を図るために、丹比、可愛地区に簡易水道の307戸分の給水主管の工事及び消火栓申請工事など併せまして1億2千419万5千円の工事請負費を増額させていただいております。

4ページをお願いいたします。地方債の補正でございますが、簡易水道の事業として補正前の額へ7千930万円を追加し、起債総額を5億1千360万円とさせていただきたいとするものでございます。以上でございます。

松浦議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。これより議案第91号、平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

松浦議長 お諮りいたします。

50分まで、10分間ほど休憩いたします。

~~~~~

午後3時40分 休憩

午後3時50分 再開

~~~~~

日程第23 認定第51号 平成15年度安芸高田市一般会計決算の認定について

日程第24 認定第52号 平成15年度安芸高田市国民健康保険特別会計

決算の認定について

日程第25 認定第53号 平成15年度安芸高田市老人保健特別会計

決算の認定について

日程第26 認定第54号 平成15年度安芸高田市介護保険特別会計

決算の認定について

- 日程第 2 7 認定第 5 5 号 平成 1 5 年度安芸高田市介護サービス特別会計  
決算の認定について
- 日程第 2 8 認定第 5 6 号 平成 1 5 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計  
決算の認定について
- 日程第 2 9 認定第 5 7 号 平成 1 5 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業  
特別会計決算の認定について
- 日程第 3 0 認定第 5 8 号 平成 1 5 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計  
決算の認定について
- 日程第 3 1 認定第 5 9 号 平成 1 5 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計  
決算の認定について
- 日程第 3 2 認定第 6 0 号 平成 1 5 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計  
決算の認定について
- 日程第 3 3 認定第 6 1 号 平成 1 5 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計  
決算の認定について
- 日程第 3 4 認定第 6 2 号 平成 1 5 年度安芸高田市八千代根野地区土地改良事業  
特別会計決算の認定について

松 浦 議 長 それでは休憩前に引き続き、再開します。

日程第 2 3、認定第 5 1 号、平成 1 5 年度安芸高田市一般会計決算の認定についての件から、日程第 3 4、認定第 6 2 号、平成 1 5 年度安芸高田市八千代根野地区土地改良事業特別会計決算の認定についての件まで 1 2 件を一括議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

本 1 2 件について、提出者から提案理由の説明を求めます。

児 玉 市 長 議長。

松 浦 議 長 市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 認定第 5 1 号から第 6 2 号まで、議案名は平成 1 5 年度安芸高田市一般会計決算及び特別会計決算の認定について、認定第 5 1 号から認定第 6 2 号につきまして、安芸高田市の発足から年度末まで、平成 1 6 年 3 月の 1 ヶ月間にかかります、平成 1 5 年度安芸高田市一般会計及び各特別会計の決算を、一括して説明をさせていただきます。

まず、認定第 5 1 号の一般会計でございます。歳入総額が 7 1 億 5 千 9 1 0 万 6 千 1 0 円。

歳出総額が 4 8 億 2 千 6 3 6 万 6 千 5 5 5 円で、差し引き 2 3 億 3 千 2 7 3 万 4 千 5 5 円となりました。

次に認定第 5 2 号でございます。国民健康保険特別会計でございますが、歳入総額 7 億 4 千 7 7 0 万 8 千 4 9 2 円、歳出総額が 4 億 2 千 5 7 1 万 7 千 4 7 4 円で、差し引き 3 億 2 千 1 9 9 万 1 千 1 8 円となりました。

次に認定第 5 3 号、老人保健特別会計でございます。歳入総額が 8 億 7 千 5 3 4 万 1 千 8 6 3 円、歳出総額が 8 億 5 千 6 4 5 万 5 千 3 6 3 円、差し引き 1 千 8 8 8 万 6 千 5 0 0 円となりました。

次に認定第 5 4 号、介護保険特別会計でございますが、歳入総額 4 億 8

千764万7千9円、歳出総額が4億7千222万5千205円で、差し引き1千542万1千804円となりました。

次に認定第55号でございます。介護サービス特別会計でございますが、歳入総額が1千430万9千279円、歳出総額203万5千350円で、差し引き1千227万3千929円となりました。

次に認定第56号、下水道事業特別会計でございますが、歳入総額が1億8千282万4千407円、歳出総額が1億326万2千858円で、差し引き7千956万1千549円となりました。

次に認定第57号でございます。特定環境保全公共下水道事業特別会計でございますが、歳入総額が2億526万6千587円、歳出総額が1億7千296万5千965円で、差し引き3千230万622円となりました。

次に認定第58号、農業集落排水事業特別会計でございますが、歳入総額が2億6千999万7千914円、歳出総額が1億5千41万7千960円で、差し引き1億1千957万9千954円となりました。

次に認定第59号、浄化槽整備事業特別会計でございますが、歳入総額が1億4千503万7千787円、歳出総額が1千370万977円で差し引き1億3千133万7千690円となりました。

次に認定第60号、簡易水道事業特別会計でございますが、歳入総額が3億9千345万7千523円、歳出総額が1億5千98万2千353円で、差し引き2億4千247万5千170円となりました。

次に認定第61号、飲料水供給事業特別会計でございますが、歳入総額が337万3千600円、歳出総額が71万6千771円で、差し引き265万6千289円となりました。

次に認定第62号、八千代根野地区土地改良事業特別会計は、歳入歳出総額とも4千770万5千538円でございます。

以上、認定第51号から認定第62号まで一括してご説明をさせていただきましたが、この安芸高田市決算につきましては平成16年3月の1カ月の決算でございますので、先日来審査をいただいております合併前の各町及び一部事務組合の決算と合算して、平成15年度の決算となるものでございます。

以上、よろしく審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、収入役から要点の説明を求めます。

藤川収入役 議長。

松浦議長 収入役、藤川幸典君。

藤川収入役 それでは、平成15年度一般会計歳入歳出の決算につきましての要点の説明を申し上げます。

3月1日に合併しました安芸高田市の1カ月分の予算につきましての決算でございます。予算規模でございますが、当初予算現額は63億7千

892万5千でございましたが、その後1回の補正を行いまして7千370万円を追加し、64億5千262万5千円をもちまして執行いたしました。

それでは、皆さんの決算書に基づいてちょっとスピードを上げて申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

5ページからでございますが、まず歳入の決算でございます。予算現額64億5千262万5千円でございます。調定額78億3千256万4千269円に対しまして収入済71億5千910万6100円で、収納率は91.4%でございます。収入未済6億7千364万384円生じたところでございます。この収入未済額は6億7千364万384円の中には、繰越明許に係ります財源といたしまして国庫支出金8千483万5千円、市債5千340万、その他の財源934万8千円、併せまして1億4千758万3千円の未収額が含まれております。

7ページをお願いいたします。決算書です。歳出の決算でございますが、11ページから12ページをお開き願います。予算現額64億5千262万5千円に対しまして、支出済48億2千636万6千555円、執行率は74.8でございます。繰越明許として2億7千766万8千円を翌年度に繰り越しております。

14ページに収支決算ですが、以上の結果、歳入総額71億5千910万6100円、歳出総額48億2千636万6千555円、差引残高23億3千273万4千555円。旧町収支額といたしましての負債額、これは一時借入金のことでございますが17億3千507万1千896円、最終的に5億9千766万2千159円の黒字となりました。これを翌年度へ繰り越したところでございます。

なお、実質収支額は明許繰越に係ります一般財源1億3千8万5千円を差し引いた4億6千757万7千159円となります。

それでは15ページから歳入の主なものでございます。1款の市税でございますが、収入済額4億4千765万6千261円で、収納率は73.8でございます。収入未済1億5千871万3千379円生じております。2款の地方譲与税でございます。収入済額9千404万7千円でございます。

17ページ、3款の利子割交付金で収入済額は594万9千円でございます。

4款の地方消費税交付金収入済額7千345万1千円。

5款のゴルフ場利用税交付金、収入済額824万7千400円。

6款の自動車取得税交付金、収入済額5千200万1千円でございます。

8款の地方交付税、予算現額3億5千18万9千円でございますが、収入済額は4億4千291万4千円でございます。

9款交通安全対策特別交付金、収入済額339万9千円でございます。

10款の分担金及び負担金、収入済額8千547万4千672円でございます。収入未済が2千795万7千832円生じております。これは分

担金で、農林水産業費の分担金でございます。農業分担金、農林業分担金、災害復旧分担金が、それぞれで負担金で民生費の負担金の内、社会福祉負担金が60万4千896円、児童福祉負担金1千667万3千200円、教育費負担金の内、幼稚園負担金が6万9千円、それぞれが未収となったところでございます。なお、特別委員会を開きますので、それぞれ詳細については担当部の方からございますので、よろしく申し上げます。

なお、農業分担金の内、849万円は繰越明許をいたしました甲田地区、高宮地区等のものでございます。さらに、分担金の内、85万8千円は吉田地区、美土里、またその災害ため池事業が主なものでございます。

21ページをお開き下さい。11款の使用料及び手数料でございますが、収入済額は9千906万608円でございます。収入未済が680万9千562円生じております。これは使用料の内、住宅使用料が516万5000円、手数料の内、清掃手数料164万9千62円、それぞれが未収になったところでございます。

25ページをお開き下さい。12款の国庫支出金でございます。収入済額9億4千706万3千250円で、収入未済額は2千864万5千549円で、繰越明許いたしました甲田地区、甲田甲立中央線改良事業、高宮栃林地区水防災対策事業、吉田地区土木施設災害復旧事業に伴います国庫支出金がそれぞれ未収となったところでございます。

29ページをお願いいたします。13款の県支出金でございます。収入済額14億9千249万7千868円でございます。収入未済額は5千619万円で繰越明許いたしました八千代地区農村総合整備事業、甲田の報恩地井才田地区団体ほ場整備事業、高宮地区基幹水利施設補修事業、吉田地区農業用施設災害復旧事業、美土里鳥掛2号ため池、吉田吉ヶ迫ため池災害復旧事業がそれぞれ未収になったところでございます。

43ページをお願いいたします。14款の財産収入でございます。収入済額が1億7千312万6千133円でございます。収入未済額は1万2千360円生じております。これは土地建物貸付収入が収入未済でございます。

45ページをお願いいたします。15款の寄附金でございます。これは予算現額1千円に対しまして、収入がございません。

16款の繰入金でございます。予算現額1億8千347万1千円に対しまして収入済1億1千960万5千円でございます。特別会計からの繰入金はなく、基金からの繰入金は健康福祉推進事業基金からの1億1千960万5千円でございます。

47ページをお願いいたします。18款の諸収入でございます。収入済7億4千100万8千418円、収入未済額3億4千191万1千702円を生じております。これは貸付金元利収入の内、住宅資金貸付元利収入3億3千686万5千613円、高齢者住宅整備資金貸付元利収入55万4千397円、結婚支度資金貸付元利収入443万6千492円、世帯更生資金貸付元利収入5万5千200円がそれぞれ収入未済となったところで

ございます。

51ページをお願いいたします。19款の市債でございます。予算現額24億2千700万円に対しまして、収入済23億7千360万円でございます。収入未済の5千340万円につきましては繰越明許いたしました、それぞれの事業でございます。

55ページでございますが歳入の合計です。予算現額64億5千262万5千円、調定額78億3千256万4千269円、収入済額71億5千910万610円となりました。

続きまして、歳出の要点をご説明申し上げます。57ページの1款の議会費でございますが、支出済2千287万821円で、執行率は89.5%でございます。

続きまして2款の総務費、支出済13億1千99万1千627円、執行率は92.7でございます。

下段の69ページですが民生費でございます。支出済3億2千974万670円で、執行率61.3%でございます。繰越明許費の9千568万円につきましては、向原地区特別養護老人ホーム建設事業に係ります委託料、工事請負費、公有財産購入費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

83ページの4款の衛生費、支出済2億33万1千938円、執行率は74%でございます。

91ページをお願いいたします。5款の労働費、支出済607万7千904円、執行率99.9%でございます。

6款の農林水産業費、支出済4億7千305万7千609円で、執行率72.9でございます。繰越明許費の1億133万2千円につきましては、94ページから96ページに掲げておりますが、それぞれの各町、旧町の事業費の委託料、工事請負費、公有財産購入費、負担金及び交付金等が翌年度へ繰り越したものでございます。

99ページをお願いいたします。7款の商工費でございますが、支出済額2千889万6千664円で、執行率は95.6%でございます。

101ページをお願いいたします。8款の土木費でございます。支出済額2億1千467万6千425円で、執行率は70.7%でございます。繰越明許費の2千148万6千円につきましては、甲田地区の甲立中央線改良工事、高宮栃林水防災対策事業、それぞれの補償補填及び賠償金、工事請負費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

107ページ、9款の消防費でございます。支出済額が8千693万1千924円で、執行率が71.2%でございます。繰越明許費の1千244万3千円につきましては、向原地区消防屯所新築事業に係ります工事請負費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

109ページの下段の10款の教育費でございます。支出済額は1億8千984万8千910円で、執行率は76.6%でございます。

123ページ、11款の災害復旧費でございます。支出済額は1億7千

148万1千812円で、執行率が73.7%でございます。繰越明許の4千672万7千円につきましては、吉田地区の農業用施設災害復旧事業、美土里町鳥掛2号ため池地区農業用施設災害復旧、美土里町吉ヶ迫ため池地区農業用施設災害復旧事業、吉田地区土木施設災害復旧事業に係ります工事請負費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

125ページでございます。12款の公債費、支出済額は17億4千390万3千742円で、執行率は99.3%でございます。

13款の諸支出金でございます。支出済額4千755万6千509円で、執行率は92.9%でございます。

14款の予備費、予算現額8億414万4千円に対しまして、支出はございませんでした。

131ページをお願いいたします。歳出合計でございますが、予算現額64億5千262万5千円に対しまして、支出済額は48億2千636万6千555円になりました。執行率は74.8%でございます。

133ページからでございますが、11の特別会計の決算でございますが、各会計の収支決算の概要に留めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは133ページからの国民健康保険特別会計の決算でございます。当初予算額8億480万8千円をもちまして執行いたしました。

135ページですが、歳入の決算でございますが、調定額が8億8千948万139円に対しまして収入済額は7億4千770万8千492円で、収納率は84.1%でございます。収入未済額の1億4千194万647円につきましては、国民健康保険税が収入未済となったところでございます。

139ページの歳出の決算でございます。支出済額は4億2千571万7千474円で執行率は52.9%でございます。

142ページに実質収支を掲げております。

以上の結果によりまして、国民健康保険特別会計の収支決算は歳入総額7億4千770万8千492円、歳出総額4億2千571万7千474円、差引残額3億2千199万1千18円、旧町収支額としての負債額2億721万7千984円、最終的に1億1千477万3千34円の黒字となりました。これを翌年度へ繰り越したところでございます。

続きまして163ページからの老人保健特別会計の歳入歳出決算でございます。当初予算額は9億9千574万1千円をもちまして執行いたしました。

163ページの歳入の決算、調定額8億7千534万1千863円に対しまして収入済額は8億7千534万1千863円で、収納率は100%で収入未済はございません。

165ページの歳出の決算でございます。支出済額8億5千645万5千363円で執行率は86%でございます。

168ページに実質収支を掲げております。



以上の結果によりまして、歳入総額8億7千534万1千863円、歳出総額8億5千645万5千363円、差引残額1千888万6千500円、旧町収支額としての負債額1千884万1千353円、最終的に4万5千147円の黒字となり翌年度へ繰り越したところであります。

175ページからの介護保険特別会計でございます。当初予算額5億7千290万1千円をもちまして執行しております。歳入の決算でございますが、調定額4億9千344万1千971円、収入済額4億8千764万7千9円で収納率は98.8%でございます。収入未済額につきましては介護保険料113万1千260円の不納欠損処分を行いまして466万3千702円の収入未済となったところでございます。

177ページからの歳出でございますが、支出済額4億7千222万5千205円で、執行率は82.4%でございます。

180ページに実質収支を掲げております。

以上の結果によりまして歳入総額4億8千764万7千9円、歳出総額4億7千222万5千205円、差引残高1千542万1千804円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越したところでございます。

195ページからの介護サービス特別会計の決算でございます。当初予算額は1千222万5千円をもちまして執行しております。歳入の決算でございますが、調定額1千430万9千279円、収入済額1千430万9千279円で収納率は100%でございます。

197ページをお開き下さい。歳入の決算でございますが、支出済額203万5千350円で執行率は16.6%でございます。

200ページに実質収支を掲げております。

以上の結果によりまして歳入総額1千430万9千279円、支出総額203万5千350円、差引残額1千227万3千929円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しております。

207ページからの公共下水道特別会計の歳入歳出決算でございます。当初予算額1億7千851万5千円をもちまして執行しております。歳入の決算でございますが、調定額1億8千523万9千627円、収入済額1億8千282万4千407円、収納率は98.7%でございます。収入未済額の241万5千220円につきましては、加入者負担金234万7千390円、下水道使用料6万7千830円が収入未済となったところでございます。

209ページからの歳入の決算ですが、支出済額1億326万2千858円で執行率は57.8%でございます。

212ページに実質収支を掲げておりますが、以上の結果によりまして歳入総額1億8千282万4千407円、歳出総額1億326万2千858円、差引額7千956万1千549円、旧町収支額としての負債額7千251万1千127円、最終的に705万422円の黒字となりまして、これを翌年度へ繰り越したところでございます。

219ページからの特定環境保全公共下水道事業特別会計の決算でご

ざいます。当初予算額 2 億 3 6 5 万 4 千円をもちまして執行しております。歳入の決算ですが、調定額 2 億 6 3 0 万 3 千 8 4 4 円に対しまして収入済額 2 億 5 2 6 万 6 千 5 8 7 円で、収納率は 9 9 . 5 % でございます。収入未済額の 1 0 3 万 7 千 2 5 7 円につきましては下水道使用料が未収となったところでございます。

2 2 1 ページからの歳出の決算でございますが、支出済額 1 億 7 千 2 9 6 万 5 千 9 6 5 円で執行率は 8 4 . 9 % でございます。

2 2 4 ページに実質収支を千円単位で掲げております。

以上の結果、歳入総額 2 億 5 2 6 万 6 千 5 8 7 円、歳出総額 1 億 7 千 2 9 6 万 5 千 9 6 5 円、差引残高 3 千 2 3 0 万 6 2 2 円、旧町収支額としての負債額 2 千 2 0 9 万 2 千 4 4 7 円、最終的に 1 千 2 0 万 8 千 1 7 5 円の黒字となりました。これを翌年度へ繰り越したところでございます。

2 3 3 ページからの農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算でございます。当初予算額 2 億 8 千 2 1 0 万 3 千円で、予算総額に変更のない組み替えの補正を行いまして執行いたしております。

2 3 3 ページからの歳入の決算でございますが、調定額 2 億 7 千 5 1 7 万 9 千 9 3 3 円、収入済額 2 億 6 千 9 9 9 万 7 千 9 1 4 円で、収納率は 9 8 . 1 %、収入未済額の 5 1 8 万 2 千 1 9 円につきましては繰越明許いたしました高宮地区の船佐中央地区農業集落排水事業に係ります国県支出金 2 6 0 万 5 千円、市債 6 0 万円と加入者分担金 6 9 万 5 千円、下水道使用料 1 2 6 万 2 千 1 9 円、雑入 2 万円が収入未済になったところでございます。

2 3 5 ページからの歳出の決算でございます。支出済額 1 億 5 千 4 1 万 7 千 9 6 0 円で執行率は 9 3 . 3 でございます。繰越明許費として 4 0 5 万 9 千円につきましては、高宮地区船佐中央地区農業集落排水事業に係ります工事請負等を翌年度へ繰り越したものでございます。

2 3 8 ページに実質収支が掲げております。

以上の結果によりまして歳入総額 2 億 6 千 9 9 9 万 7 千 9 1 4 円、歳出総額 1 億 5 千 4 1 万 7 千 9 6 0 円、差引残高 1 億 1 千 9 5 7 万 9 千 9 5 4 円、旧町収支額としての負債額 1 億 1 千 8 4 5 万 3 千 1 7 1 円、最終的に 1 1 2 万 6 千 7 8 3 円の黒字となりました。それを翌年度へ繰り越しをしたところでございます。なお、実質収支額は繰り越しいたしました一般財源 8 5 万 4 千円を差し引いた 2 7 万 2 千 7 8 3 円となりました。

2 4 7 ページからの浄化槽整備事業特別会計の決算でございます。当初予算額 1 億 4 千 7 9 7 万 1 千円をもちまして執行いたしました。歳入の決算でございますが、調定額 1 億 4 千 5 6 4 万 2 千 2 4 2 円、収入済額 1 億 4 千 5 0 3 万 7 千 7 8 7 円で、収納率は 9 9 . 6 % でございます。収入未済額の 6 0 万 4 千 4 5 5 円につきましては加入者分担金 1 4 万円、浄化槽使用料が 4 6 万 4 千 4 5 5 円が収入未済になったところでございます。

2 4 9 ページの歳出の決算でございますが、支出済額が 1 千 3 7 0 万 9 7 円で、執行率が 9 . 3 % でございます。

252ページに実質収支を掲げております。

以上の結果によりまして歳入総額1億4千503万7千787円、歳出総額1千370万97円で差引残高1億3千133万7千690円、旧町収支額としての負債額1億2千957万5千298円、最終的に176万2千392円の黒字となりました。これを翌年度へ繰り越したところでございます。

261ページからの簡易水道事業特別会計の歳入歳出決算でございます。当初予算額4億2千225万2千円をもちまして執行いたしました。歳入の決算ですが、調定額4億276万2千196円、収入済額3億9千345万7千523円で収納率は97.7%でございます。収入未済額の930万4千673円につきましては、水道使用料が収入未済となったところでございます。

263ページの歳出の決算でございます。支出済額1億5千98万2千353円で、執行率は35.8でございます。

266ページに実質収支を掲げております。

以上の結果によりまして歳入総額3億9千345万7千523円、歳出総額1億5千98万2千353円、差引残額2億424万7千5170円、旧町収支額としての負債額2億4千70万4千684円、最終的に177万306円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越したところでございます。

277ページからの飲料水供給事業特別会計の歳入歳出決算でございます。当初予算額は316万4千円をもちまして執行いたしております。歳入の決算ですが調定額347万8千540円、収入済額337万3千600円で収納率は97%でございます。収入未済10万5480円につきましては、水道使用料が収入未済となったところでございます。

279ページからの歳出の決算でございますが、支出済額71万6千771円、執行率が22.7でございます。

282ページに実質収支を掲げております。

以上の結果によりまして歳入総額337万3千600円、歳出総額71万6千771円、差引残額265万6千289円、旧町収支額として負債額が237万2千54円、最終的に28万4千235円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

287ページからの八千代根野地区土地改良事業特別会計の歳入歳出決算でございます。当初予算額は4千770万7千円をもちまして執行いたしました。歳入の決算でございますが、調定額4千770万5千538円、収入済額4千770万5千538円で、収納率は100%で収入未済はございません。

289ページから歳出の決算ですが、支出済額4千770万5千538円、執行率は100%でございます。

292ページに実質収支でございますが、以上の結果によりまして平成15年度の八千代根野土地改良事業特別会計の収支決算は歳入総額4千770万5千538円、歳出総額4千770万5千538円、歳入歳出差

し引き残額はゼロ円となったところでございます。

297ページ以降につきましては、公有財産、物品、債権、基金等の財産に関する調書でございます。以上で要点の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

松浦議長 本12件に対して監査委員の審査結果の報告を求めます。監査委員、上国英登さん。

上国監査委員 はい。失礼します。平成15年度安芸高田市歳入歳出決算についてご報告いたします。

平成15年度安芸高田市一般会計11特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用につきましては、去る11月4日から11月30日までの間、会計諸帳簿、証拠書類等の照合など実施すべき審査を慎重に行いました。その結果、平成15年度各会計は関係諸帳簿の各計数と符合しており、非違の経緯はありませんでした。

なお、審査意見書をお手元に配布いたしております。ご覧いただきたいと思っております。

次に、安芸高田市一般会計及び特別会計決算については、前年度との比較ができず、従来の内容と異なっておりますので付け加えておきます。

以上、報告いたします。

松浦議長 以上で、審査結果の報告を終わります。

お諮りいたします。

本12件は、申し合わせにより質疑を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。よって、さよう決定されました。

松浦議長 お諮りいたします。

先の臨時会において付託されました決算議案47件が決算審査特別委員会において引き続き審査中でございますが、本案12件についても追加し、決算審査特別委員会へ付託して審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。よって、本12件については、決算審査特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

~~~~~

### 日程第35 発議第15号 平成17年度地方交付税所要総額確保に関する

#### 意見書について

松浦議長 日程第35、発議第15号、平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山本議員 議長。

松浦議長 15番、山本三郎君。

山本議員 はい。発議第15号、平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書についての提案理由の説明をいたします。

去る11月26日、三位一体の改革に関する全体像が政府において決定され、平成17年度及び18年度は地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源は確保するとされたところであります。しかしながら財政当局においては、なお、前年度同様の地方交付税の削減を求める動きが見受けられます。地方公共団体に対する交付税の所要総額が確保されることを強く要望し、意見書を提出するものであります。

何とぞご議決いただきますよう、お願い申し上げます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては質疑を省略したいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 これより発議第15号、平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書の提出についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、発議第15号は原案のとおり可決されました。

松浦議長 お諮りします。

議事の都合により、12月14日から12月19日まで6日間を休会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって、12月14日から12月19日まで6日間を休会することに決しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でございました。

~~~~~

午後4時35分 散会

上記会議次第は事務局員の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成16年 月 日

安芸高田市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員